

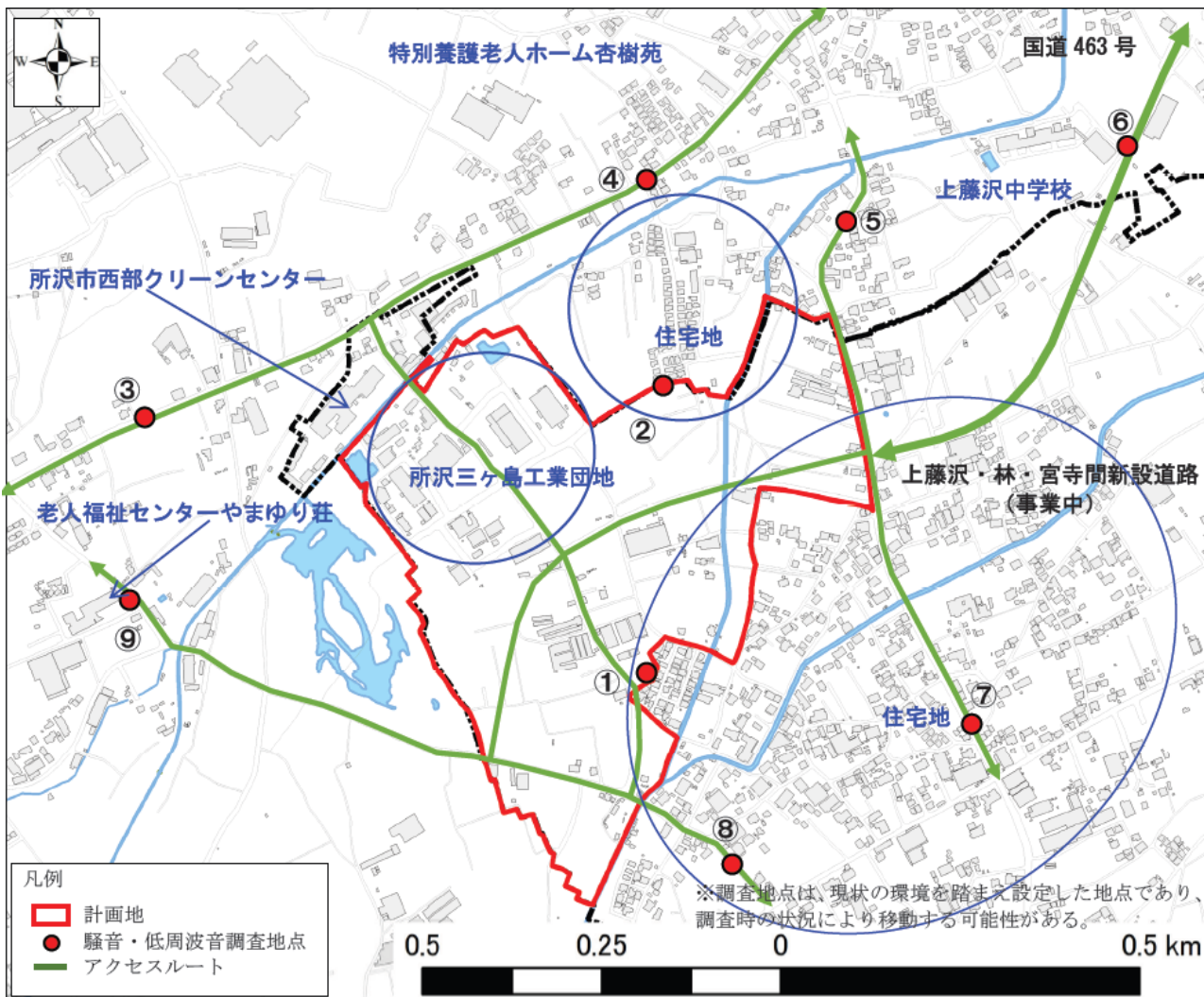
別紙14 4.2 騒音・低周波音

(1) 変更理由

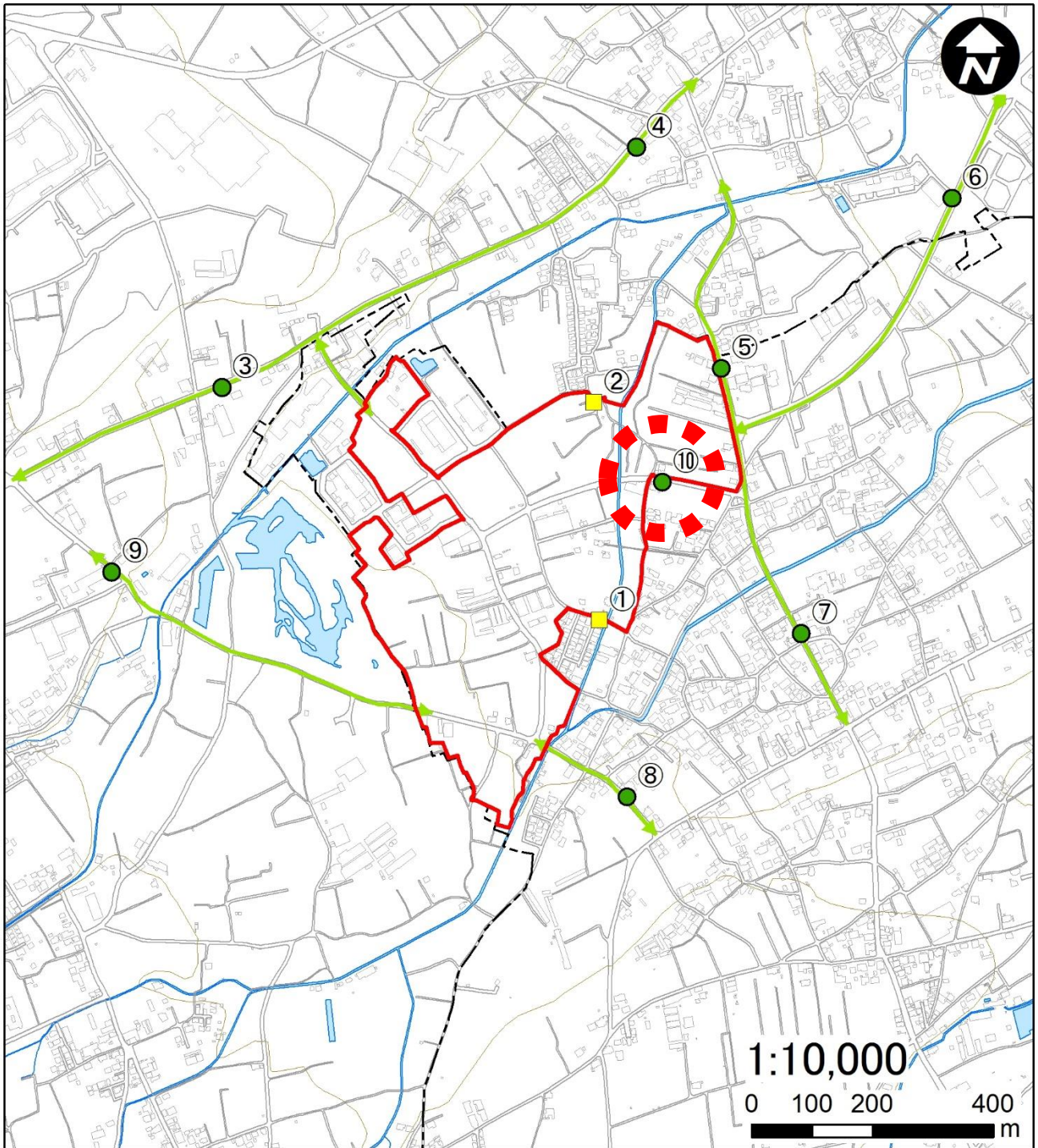
調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、道路交通騒音及び断面交通量の調査地点を1地点追加した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】



【変更後の内容】



凡例

- 計画地
- 一般環境騒音・低周波音調査地点
- 道路交通騒音、断面交通量調査地点
- ↔ アクセスルート

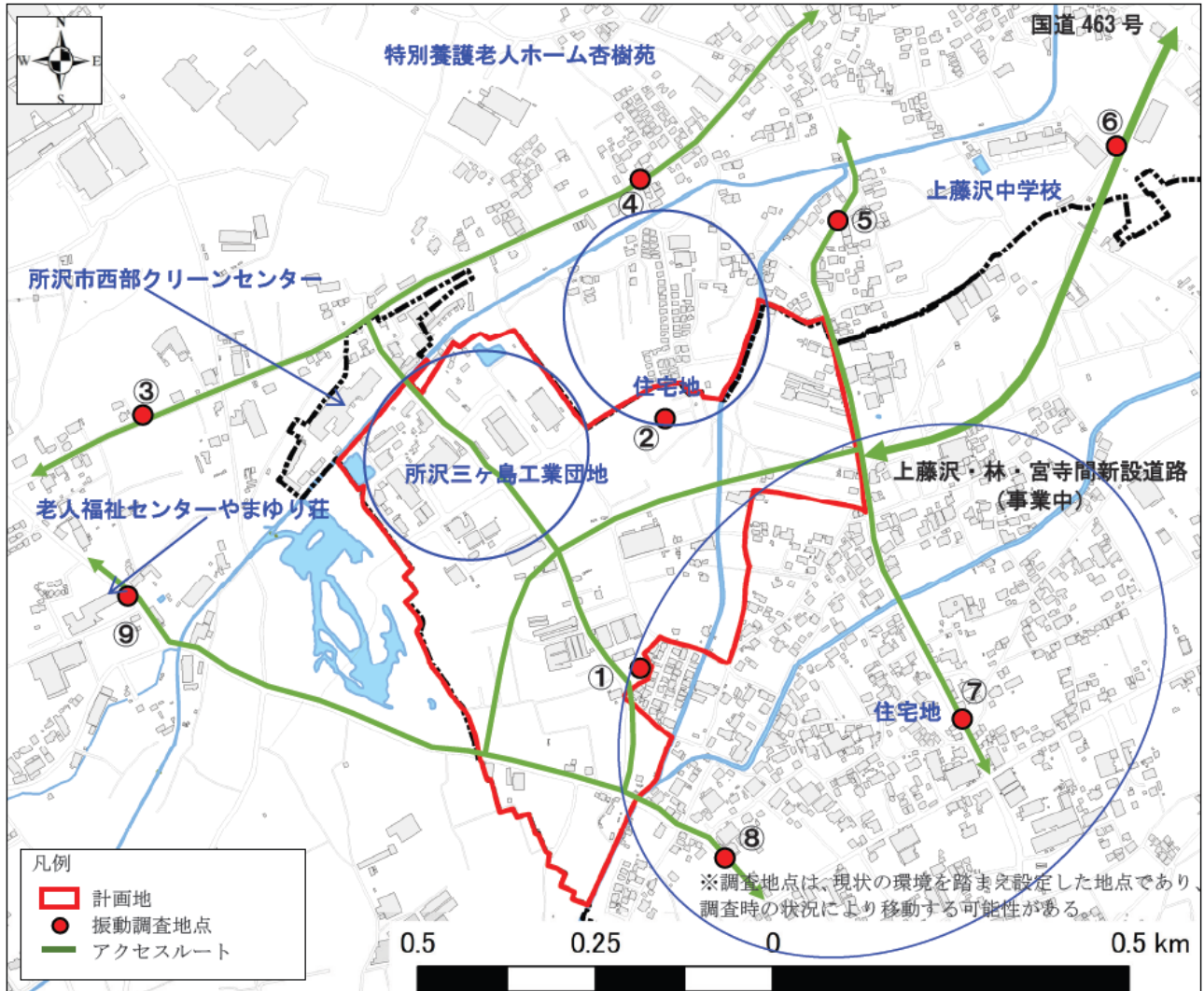
別紙15 4.3 振動

(1) 変更理由

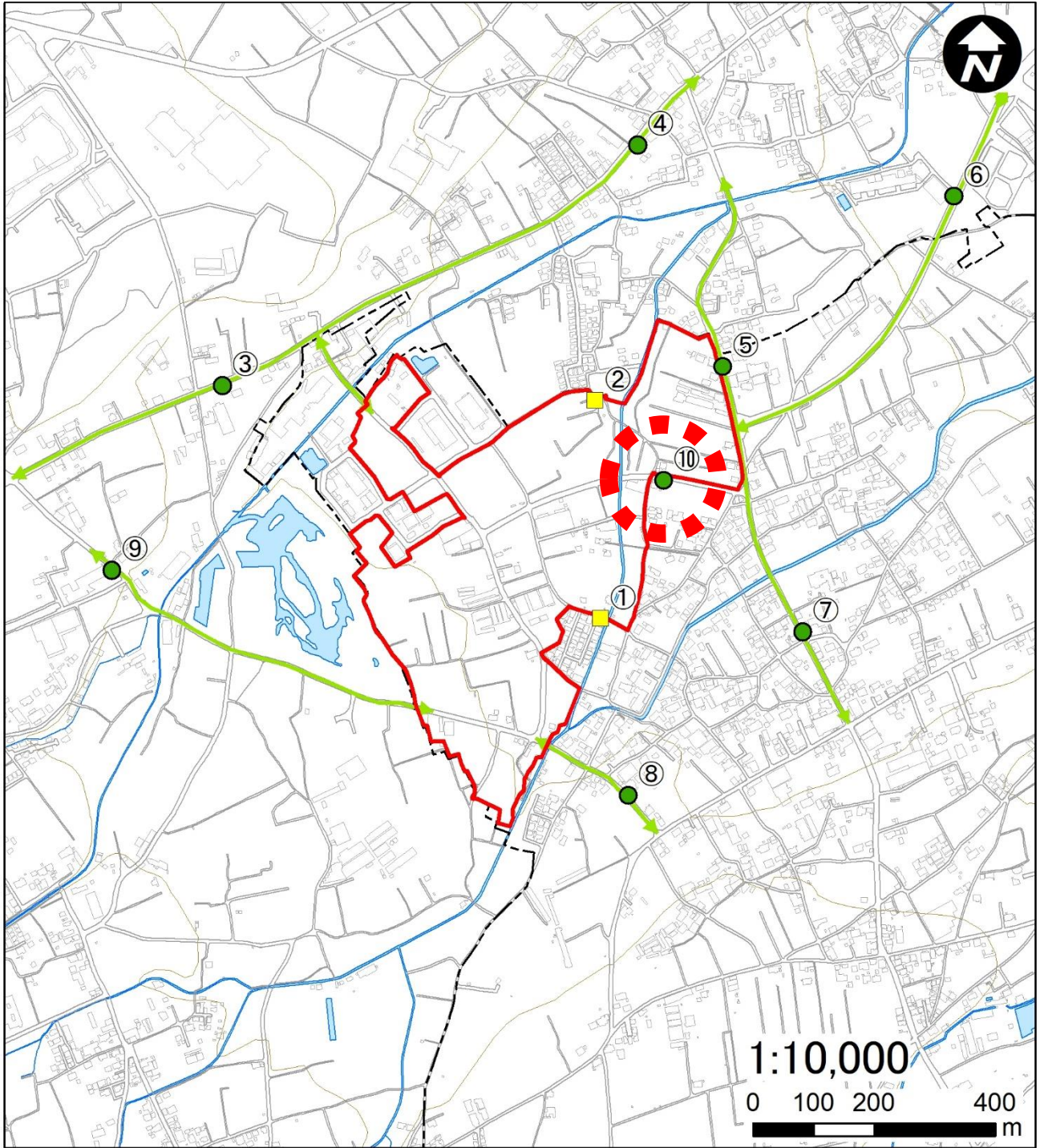
調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、道路交通振動及び断面交通量の調査地点を1地点追加した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】



【変更後の内容】



凡例

- 計画地
- 一般環境振動調査地点
- 道路交通振動、断面交通量調査地点
- ↔ アクセスルート

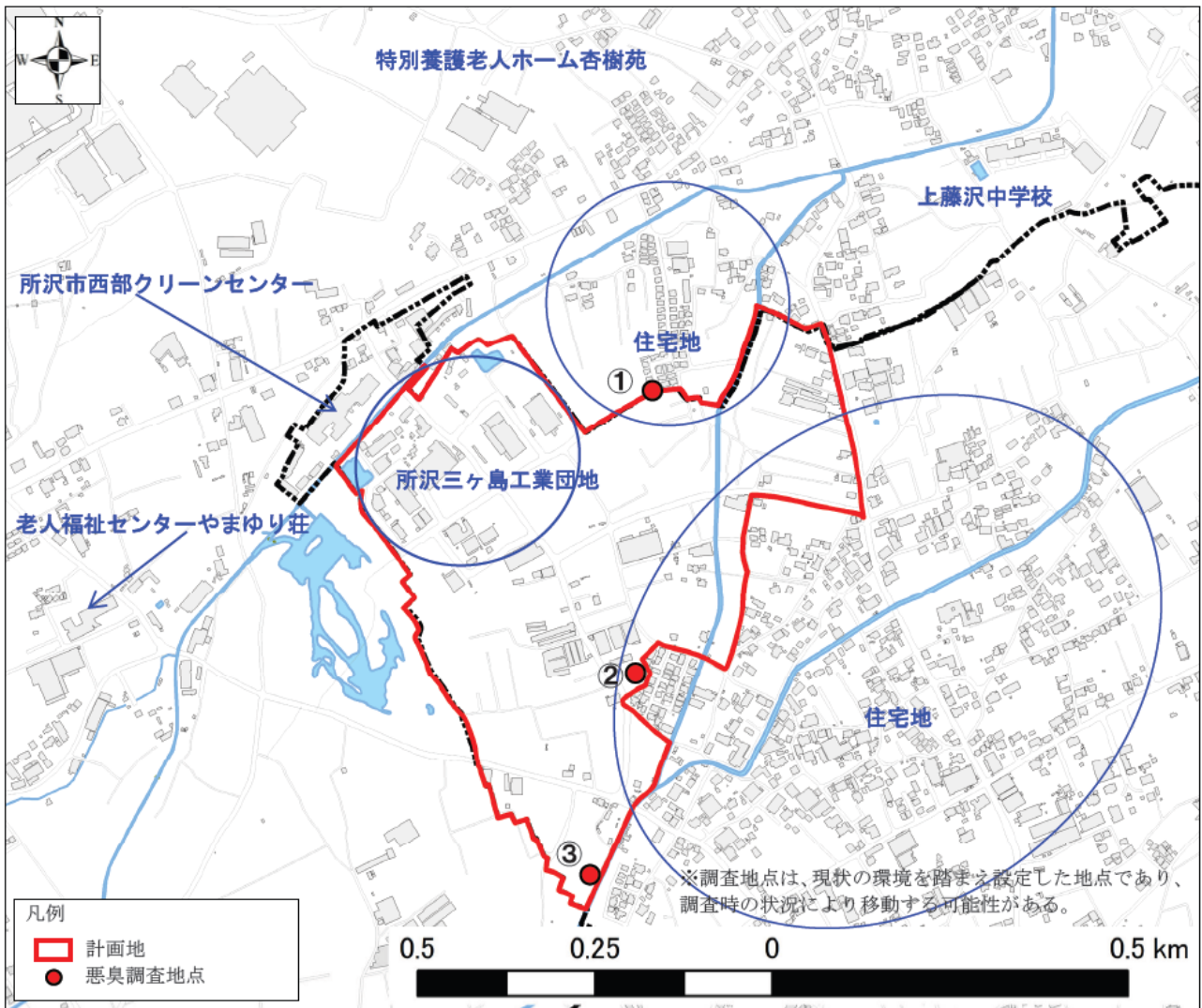
別紙16 4.4 悪臭

(1) 変更理由

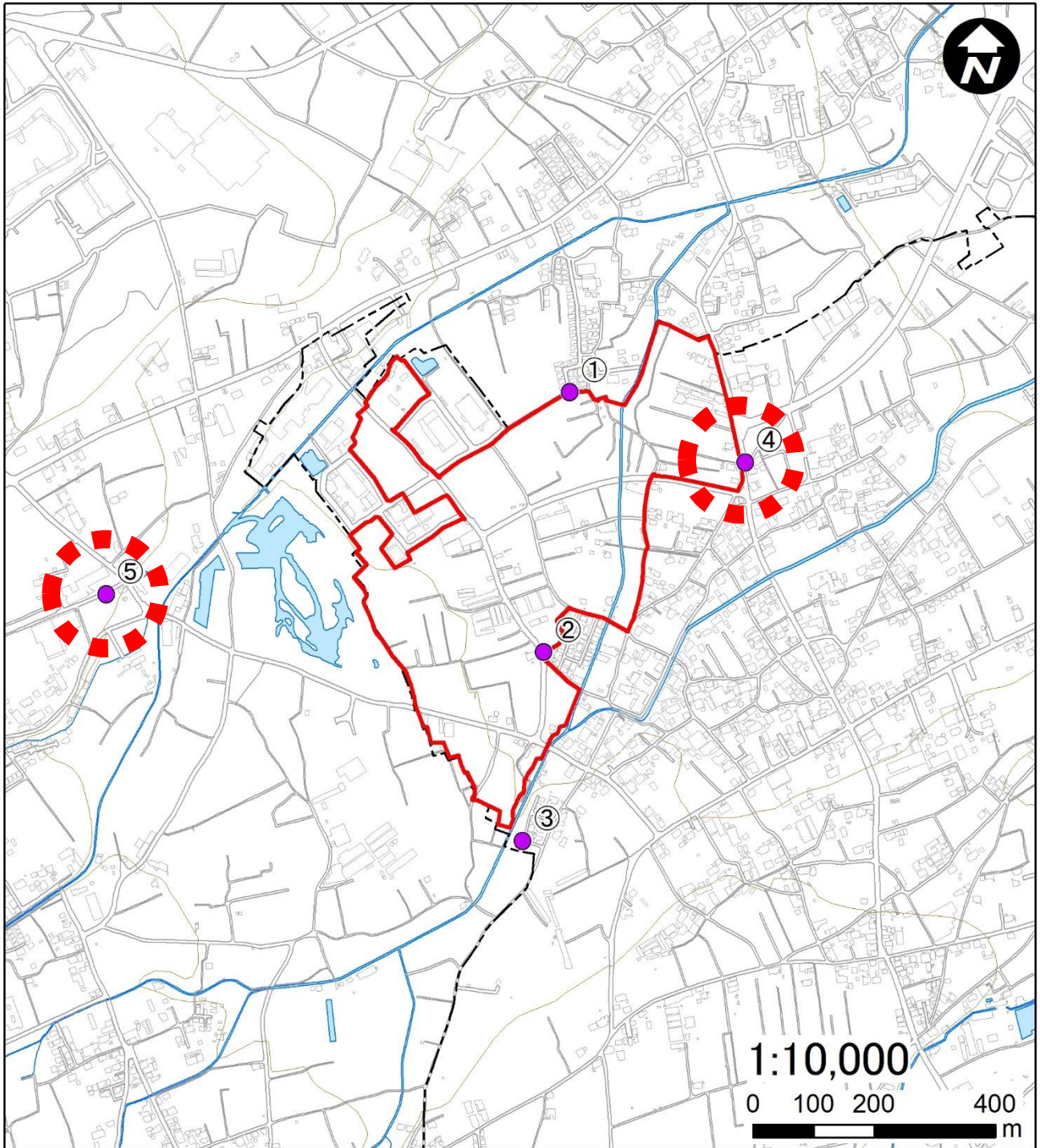
調査計画書についての説明会住民意見を勘案・配慮し、悪臭の調査地点を2地点追加した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】



【変更後の内容】



凡例

- 計画地
- 悪臭調査地点

別紙17 4.7 動物

(1) 変更理由

調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、水生昆虫・底生生物について河川底質調査を追加した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】

調査内容		現地調査			文献調査	備考
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
動物 予測 評価 事項	魚類	捕獲調査	<p>1. 調査地域 対象事業により水生生物の生育生息状況に一定程度以上の変化が想定される地域とし、不老川、谷川、大森調節池とする。</p> <p>2. 調査地点 調査地域のうち、不老川、谷川ともに、計画地からの濁水の流入が考えられる計画地下流端（②、⑤）、排水の影響のない上流（①、③）の各2地点、谷川の林川分流後1地点（④）、林川の谷川分流後（⑥）及び計画地に隣接する大森調節池内1地点（⑦）の計7地点とする。</p>	春・夏・秋の3季とする。	<p>下記の既存測定データを収集、整理する。</p> <p>・埼玉県レッドデータブック</p>	
	水生昆虫 ・底生生物	任意採集	<p>1. 調査地域 対象事業により水生生物の生育生息状況に一定程度以上の変化が想定される地域とし、不老川、谷川、大森調節池とする。</p> <p>2. 調査地点 調査地域のうち、不老川、谷川ともに、計画地からの濁水の流入が考えられる計画地下流端（②、⑤）、排水の影響のない上流（①、③）の各2地点、谷川の林川分流後1地点（④）、林川の谷川分流後（⑥）及び計画地に隣接する大森調節池内1地点（⑦）の計7地点とする。</p>	春・夏・冬の3季とする。		

【変更後の内容】

調査内容			現地調査			文献調査	備考
			調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等		
動物	予測評価事項	魚類	捕獲調査	<p>1. 調査地域 対象事業により水生生物の生育生息状況に一定程度以上の変化が想定される地域とし、不老川、谷川、大森調節池とする。</p> <p>2. 調査地点 調査地域のうち、不老川、谷川ともに、計画地からの濁水の流入が考えられる計画地下流端（②、⑤）、排水の影響のない上流（①、③）の各2地点、谷川の林川分流後1地点（④）、林川の谷川分流後（⑥）及び計画地に隣接する大森調節池内1地点（⑦）の計7地点とする。</p>	春・夏・秋の3季とする。	<p>下記の既存測定データを収集、整理する。</p> <p>・埼玉県レッドデータブック</p>	
		水生昆虫・底生生物	任意採集 <u>河川底質調査</u>	<p>1. 調査地域 対象事業により水生生物の生育生息状況に一定程度以上の変化が想定される地域とし、不老川、谷川、大森調節池とする。</p> <p>2. 調査地点 調査地域のうち、不老川、谷川ともに、計画地からの濁水の流入が考えられる計画地下流端（②、⑤）、排水の影響のない上流（①、③）の各2地点、谷川の林川分流後1地点（④）、林川の谷川分流後（⑥）及び計画地に隣接する大森調節池内1地点（⑦）の計7地点とする。</p>	春・夏・冬の3季とする。		

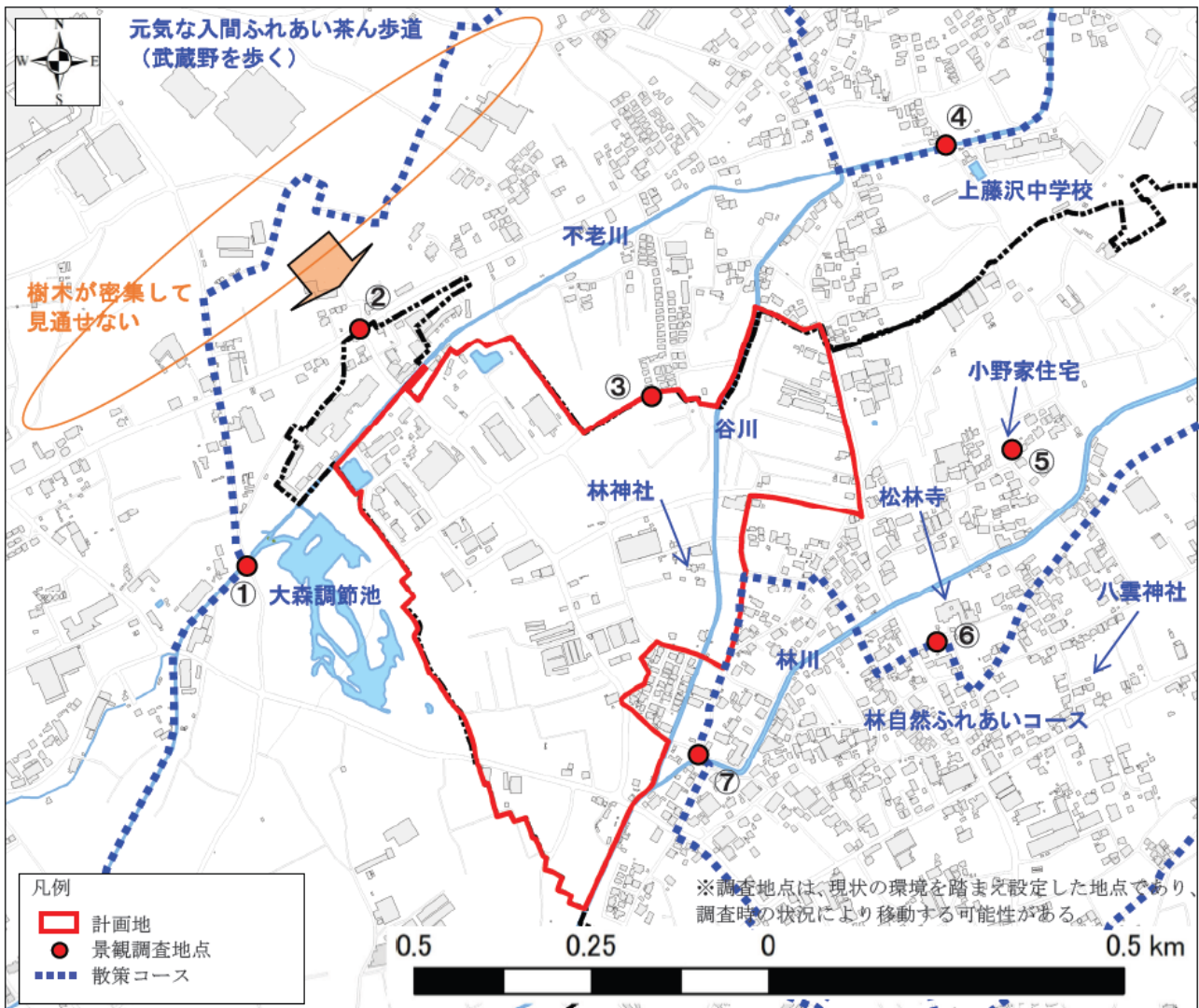
別紙18 4.10 景観

(1) 変更理由

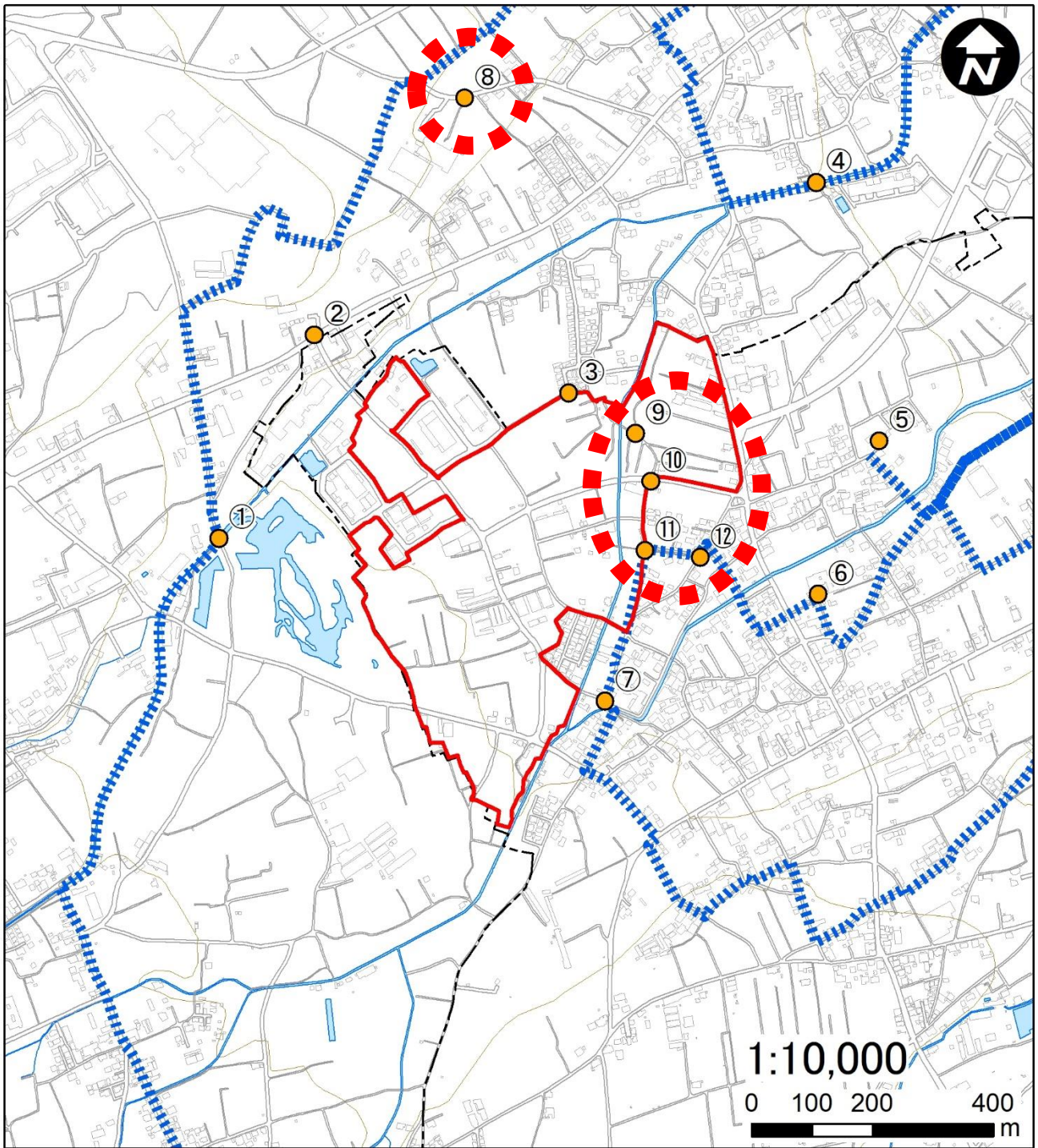
調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、景観の調査地点を5地点追加した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】



【変更後の内容】



凡例

- 計画地
- 景観調査地点
- 散策コース

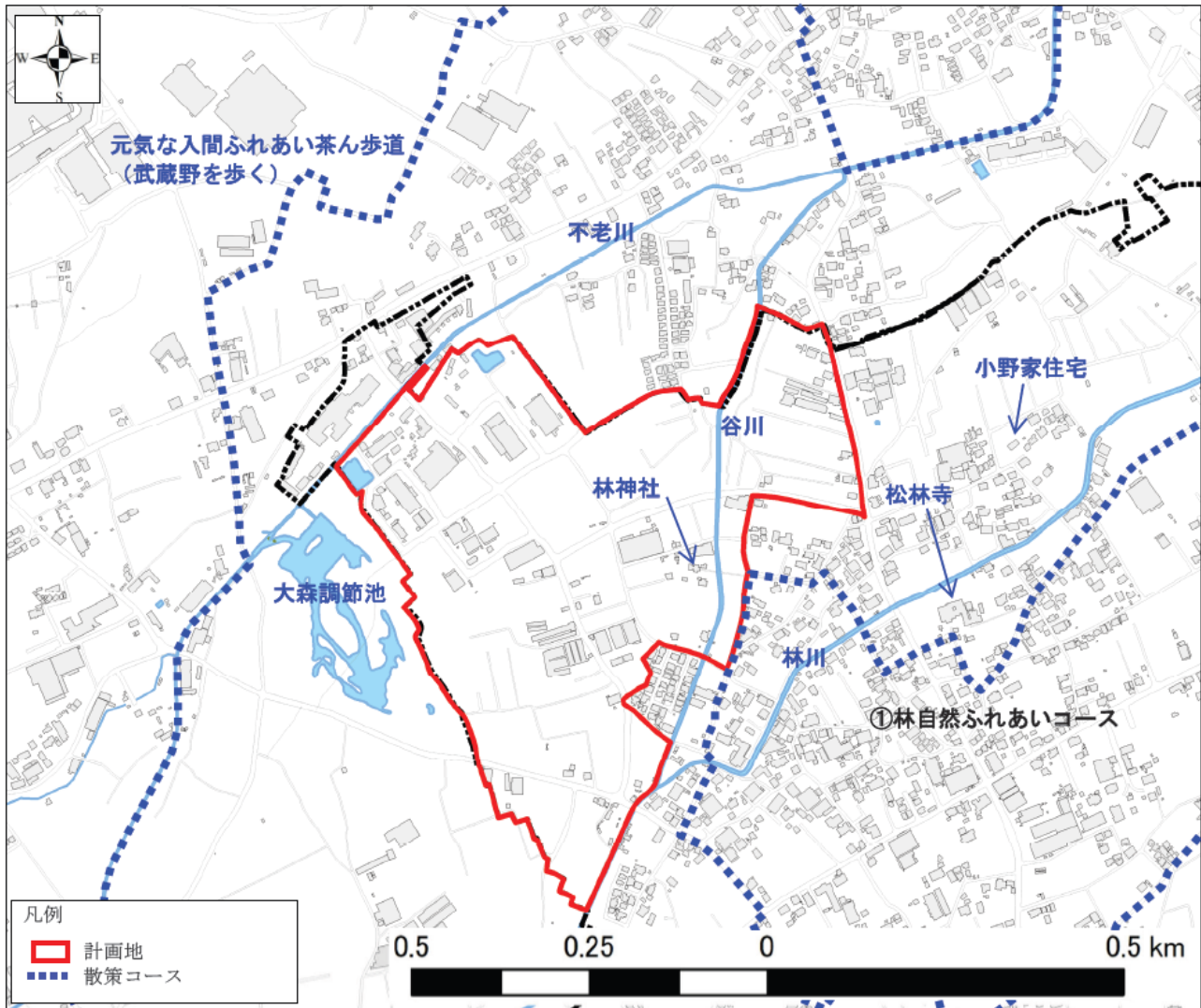
別紙19 4.11 自然とのふれあいの場

(1) 変更理由

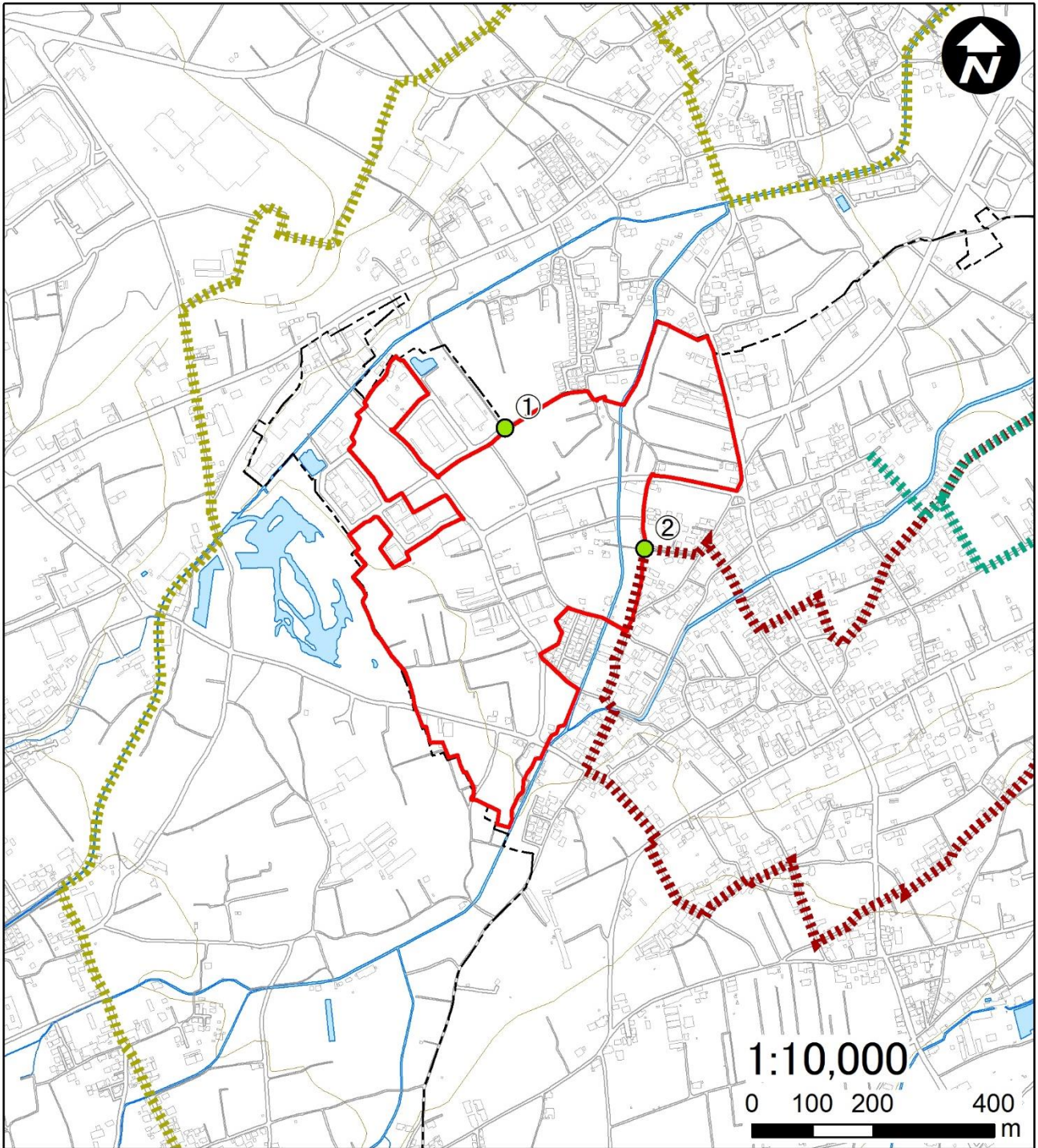
調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、調査地点として「①地域住民が日常的に利用している散歩ルート」を追加し、「林自然ふれあいコース」の調査地点は地点②に変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】



【変更後の内容】



凡例

- 計画地
- 自然とのふれあいの場調査地点
- 林自然ふれあいコース
- 自然散策と神社仏閣巡りコース
- 元気な人間ふれあい茶ん歩道

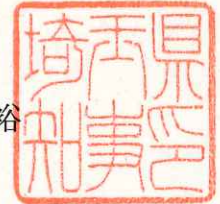
指令環政第468号

所沢市

令和4年11月22日付けで申請のあった所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業に係る調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請については、埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成7年規則第98号）第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第21条第1項のただし書きの規定により、調査計画書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

令和4年12月2日

埼玉県知事 大野 元 裕



準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

令和 5年 7月18日

(あて先)

埼玉県知事

都市計画決定権者の名称 所沢市長 藤本 正人

担当課所名 街づくり計画部 市街地整備課

所在地 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

担当者職・氏名 主任 山賀 将来

電話番号 04-2998-9208

準備書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

都市計画対象事業の名称	所沢都市計画事業 (仮称) 三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業
行わない手続等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 ・ 一部 ()
申請理由	準備書に対する知事意見等を勘案・配慮し、記載内容を修正したものであるため。

変更内容検討書

令和5年7月13日作成

1. 都市計画対象事業の名称

所沢都市計画事業(仮称)三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業

2. 変更の内容

「所沢都市計画事業(仮称)三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業環境影響評価準備書」(以下、「準備書」という。)からの変更内容は以下のとおりである。

追加・修正を行った項目		準備書での頁	追加・修正内容		備考
第10章 調査の結果の概要 並びに予測及び評価の結果	10.11 景観	10-11-26～ 10-11-32	別紙1	知事意見に基づき、景観資源および眺望景観への影響について、予測結果を修正した。	変更理由①
		10-11-34	別紙2	知事意見に基づき、環境保全措置として、進出企業に対して計画建物のデザインや色彩を「埼玉県景観計画」及び「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」の基準を遵守するよう要請する旨を追記した。	変更理由①
	10.16 廃棄物等	10-16-1～4	別紙3	知事意見に基づき、工事(造成等の工事(進出企業の計画建物の建築工事))に伴う廃棄物の発生量(産業廃棄物)について、最新の発生原単位(建設副産物実態調査(平成30年3月、国土交通省))を用いて再予測を行った。	変更理由①
		10-16-7～9	別紙4	知事意見に基づき、施設の存在・供用に伴う廃棄物の発生量(事業系産業廃棄物)について、実際に立地が想定される製造業全般の発生原単位を用いて再予測を行った。また、施設の存在・供用に伴う事業系一般廃棄物の発生量について、予測評価を行い、追記した。	変更理由①
		10-16-12	別紙5	別紙3の再予測結果に基づき、評価の記載内容を修正した。	変更理由①
		10-16-14	別紙6	別紙4の再予測結果に基づき、評価の記載内容を修正した。	変更理由①
	10.17 温室効果ガス等	10-17-10～ 10-17-11	別紙7	知事意見に基づき、存在・供用(施設の稼働)に伴う温室効果ガス(二酸化炭素)排出量について、実際に立地が想定される製造業全般の発生原単位を用いて再予測を行った。	変更理由①
		10-17-14～17	別紙8	知事意見に基づき、存在・供用(施設の稼働)に対する環境保全措置として、進出企業に対する対策の例示を記載した。	変更理由①

追加・修正を行った項目		準備書での頁	追加・修正内容		備考
第12章都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価	景観	12-28	別紙9	別紙1, 2に記載した予測結果, 評価, 環境保全措置の内容を反映した。	変更理由①
	廃棄物等	12-33~12-34	別紙10	別紙3~6に記載した予測結果, 評価の内容を反映した。	変更理由①
	温室効果ガス等	12-35~12-36	別紙11	別紙7, 8に記載した予測結果, 評価, 環境保全措置の内容を反映した。	変更理由①
第13章事後調査の計画	13.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由	13-1	別紙12	知事意見及び説明会住民意見を踏まえ, 事後調査項目に工事中の騒音, 水質, 土壌を追加した。	変更理由①, ②
	13.1.1 事後調査項目の選定				
	13.1.2 事後調査項目から除外する項目及びその理由	13-2~13-3	別紙13	知事意見及び説明会住民意見を踏まえ, 事後調査項目に工事中の騒音, 水質, 土壌を追加した。	変更理由①, ②
	13.2 調査方法等	13-4	別紙14	調査方法, 調査地域・地点について, 具体的に記載した。	変更理由①
	13.2.1 大気質				
	13.2.2 騒音	13-5	別紙15	説明会住民意見を踏まえ, 工事(建設機械の稼働, 資材運搬等の車両の走行)による騒音について, 事後調査計画に追加した。	変更理由②
	13.2.3 水質	- ※追加のため	別紙16	知事意見に基づき, 工事(造成等の工事)に伴う排水による公共用水域の浮遊物質の濃度(SS濃度)について, 事後調査計画に追加した。	変更理由①
13.2.4 土壌	- ※追加のため	別紙17	知事意見に基づき, 造成等の工事による土壌・廃棄物等への影響について, 廃棄物対策工事中の環境調査を事後調査計画に追加した。	変更理由①	
13.2.6 景観	13-7	別紙18	知事意見に基づき, 景観の事後調査計画について, 林神社境内1地点を追加した。	変更理由①	

3. 変更の理由

- ①. 準備書についての知事意見を勘案・配慮し、景観・廃棄物等・温室効果ガス等に係る予測・評価・環境保全のための措置の内容、大気・騒音・水質・土壌・景観に係る事後調査計画の内容を検討し直し、それぞれの内容を変更した。
- ②. 準備書についての説明会住民意見を勘案・配慮し、騒音に係る事後調査計画の内容を検討し直し、内容を変更した。

4. 変更後の関係地域

変更なし。

5. 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

変更なし。

6. 変更後の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

別紙 1～8 のとおり。

7. 変更後の環境の保全のための措置

別紙 2 のとおり。

8. 変更後の都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価

別紙 9～11 のとおり。

9. 変更後の事後調査の計画

別紙 12～18 のとおり。

別紙1 「第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 10.11 景観

10.11.2 予測 1) 存在・供用（造成地の存在，施設の存在）による景観資源及び眺望景観への影響 (6) 予測結果」

【準備書の内容】

ア. 景観資源

本事業の実施に伴う景観資源への影響についての予測結果を表10.11-8に示す。

茶畑については，計画地内に分布するものについては消滅するが，計画地周辺に広く分布するものについては残存されるため，影響は小さいと予測される。

林神社及びその社寺林については，神社周辺の緑地及び参道を含め保全するとともに，緑豊かでうまいのある市街地景観の形成のため公園や高木植栽と併せて修景されるため，影響は小さいと予測される。

不老川及び谷川沿いの緑については，不老川は本事業における改変は無く，谷川は大きな改修は行わず，谷川沿いに計画されている高木植栽帯により修景されるため，影響は小さいと予測される。

また，大森調節池を中心とした緑地，小野家住宅，社寺についても本事業における改変は無く，残存されるため，影響はない。

表10.11-8 本事業の実施に伴う景観資源への影響の予測結果

名称	予測結果
茶畑	計画地内に分布する茶畑については本事業により造成され消滅する。なお，計画地周辺には茶畑が広く分布しており，これらは残存される。
林神社及びその社寺林	計画地内の林神社及びその社寺林については周辺緑地と調和させ保全される。
不老川及び谷川沿いの緑	計画地北西の境界に接する不老川については本事業における改変は無く，残存される。計画地南部から北東に流れる谷川については一部計画地に含まれるが，大きな改修は行わないため残存される。また谷川沿いに街区公園や緩衝緑地を配置することで修景が図られる。
大森調節池を中心とした緑地	計画地より西部に位置する大森調節池周辺の緑については本事業における改変は無く，残存される。
小野家住宅	計画地より東部に位置する小野家住宅については本事業における改変は無く，残存される。
松林寺	計画地より東部に位置する社寺については本事業における改変は無く，残存される。

イ. 眺望景観

本事業の実施に伴う眺望景観への影響についての予測結果を表10.11-9に示す。

表10.11-9(1) 本事業の実施に伴う眺望景観への影響の予測結果





① 元気な入間ふれあい茶ん歩道 1	
現況	
将来	
<p>【予測結果】</p> <p>計画地方向には木々が密集しており、冬季・春季の落葉期には、<u>立地する計画建物の高さによっては背後に視認される</u>。しかし、計画地は背後に、枝の隙間から視認されるため目立たず、<u>もともと存在している前景の金網フェンスや中景の構造物等人工物に溶け込み大きな違和感はないと予測される。</u></p>	
② 所沢三ヶ島工業団地入口交差点	
現況	
将来	
<p>【予測結果】</p> <p>計画地方向には店舗・工場、住宅地等が密集し、<u>基本的に人工物で構成された市街地の景観である</u>。立地する建物の高さによってはこれらの背後に視認されるが、<u>もともと存在している前景の人工物に溶け込み大きな違和感はないと予測される。</u></p>	

表10.11-9(2) 本事業の実施に伴う眺望景観への影響の予測結果





③ 住宅	
現況	
将来	
<p>【予測結果】 計画地に隣接する住宅地からの景観であるため、茶畑が消失し計画地の計画建物が立地する。前景に調整池及び緩衝緑地を配置することで、建屋からの距離を保つことができ、圧迫感を軽減することが可能になると予測される。</p>	
④ 元気な人間ふれあい茶ん歩道 2	
現況	
将来	
<p>【予測結果】 川沿いには、大きな木は少なく、開けた空間になっている。中景域に鉄塔や住宅地が見え、その背後に計画地の計画建物の一部が視認される。しかし、その視野に占める割合は小さく、前景の住宅地等人工物に溶け込み大きな違和感はない。</p>	

表10.11-9(3) 本事業の実施に伴う眺望景観への影響の予測結果





⑤ 小野家住宅	
現況	
将来	
<p>【予測結果】 計画地方向は植栽があり、落葉の時期においても計画地を視認できないため、影響はない。</p>	
⑥ 松林寺	
現況	
将来	
<p>【予測結果】 計画地方向は植栽があり、落葉の時期においても計画地を視認できないため、影響はない。</p>	

表10.11-9(4) 本事業の実施に伴う眺望景観への影響の予測結果




⑦ 林自然ふれあいコース	
現況	
将来	
<p>【予測結果】 住宅地の中にあり、計画地方面には高い建物は存在しないが、計画地の計画建物は一部が視野の背後に視認できる程度であり、周辺の住宅等に溶け込み大きな違和感はない。 計画地方面には高い建物は存在しない。そのため、計画建物の高さによっては、大きく影響すると考えられる。</p>	
⑧ 特別養護老人ホーム杏樹苑前	
現況	
将来	
<p>【予測結果】 他の地点よりもやや高台に位置しているため見晴らしがよいが、距離が離れているため計画地の計画建物が視野に占める割合は小さく、前景の住宅地や背後の樹林に溶け込み大きな違和感はない。</p>	

表10.11-9(5) 本事業の実施に伴う眺望景観への影響の予測結果




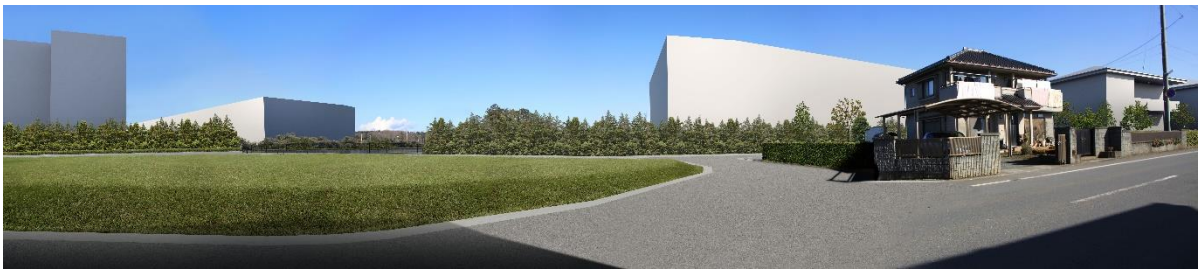
⑨ 稲荷神社	
現況	
将来	
<p>【予測結果】 計画地内に位置しているため、視野の広い範囲を計画地の計画建物が占め、景観は現況の茶畑から変化し、新たな工業団地の景観が形成される。なお、稲荷神社の鎮守の森は工業団地内の貴重な緑として残存され、その周辺には緩衝緑地や調整池が配置され、一体的な空間が創出されるものと予測する。</p>	
⑩ 計画地北東部交差点	
現況	
将来	
<p>【予測結果】 非産業系土地利用の計画地に接しており、景観は現況の茶畑から変化し、新たな工業団地の景観が形成される。前面には街区公園が配置され、植栽も施すことで現況の周辺に見られる住宅地と調和のとれた景観が形成されると予測する。</p>	

表10.11-9(6) 本事業の実施に伴う眺望景観への影響の予測結果

⑪ 林神社	
現況	
将来	
<p>【予測結果】 <u>立地する計画建物の高さによっては林神社の背後に視認され、参道の両脇が改変されるが、左右とも街区公園であり、植栽も施すことで林神社の緑と一体的に、現況の周辺に見られる住宅地と調和のとれた景観が形成されると予測する。</u></p>	
⑫ 林神社参道前	
現況	
将来	
<p>【予測結果】 <u>周辺は住宅地等が立て込んでおり、計画地の計画建物はごく一部しか視認されず、住宅建物等の人工物に溶け込み大きな違和感はない。</u></p>	

【変更後の内容】

ア. 景観資源

本事業の実施に伴う景観資源への影響についての予測結果を表 10.11-8 に示す。

計画地内に分布する茶畑については消滅するものの、計画地周辺に広く分布するものについては残存されるほか、林神社及びその社寺林については境内の緑地及び参道を保全するとともに、不老川及び谷川沿いの緑についても残存される。また、緑豊かであるおいのある市街地景観の形成のため公園や緩衝緑地、高木植栽を配置することで修景が図られると予測する。

大森調節池を中心とした緑地、小野家住宅、松林寺については本事業における改変は無く、残存されるため、影響はないと予測する。

表10.11-8 本事業の実施に伴う景観資源への影響の予測結果

名称	予測結果
茶畑	計画地内に分布する茶畑については本事業により造成され消滅する。なお、計画地周辺には茶畑が広く分布しており、これらは残存される。
林神社及びその社寺林	林神社及びその社寺林については境内の緑地及び参道を保全するとともに、緑豊かであるおいのある市街地景観の形成のため公園や高木植栽を配置することで修景が図られる。
不老川及び谷川沿いの緑	計画地より北西部に位置する不老川については本事業における改変は無く、残存される。計画地南部から北東に流れる谷川については一部計画地に含まれるが、大きな改修は行わないため残存される。また谷川沿いに街区公園や緩衝緑地を配置することで修景が図られる。
大森調節池を中心とした緑地	計画地より西部に位置する大森調節池周辺の緑については本事業における改変は無く、残存される。
小野家住宅	計画地より東部に位置する小野家住宅については本事業における改変は無く、残存される。
松林寺	計画地より東部に位置する社寺については本事業における改変は無く、残存される。

イ. 眺望景観

本事業の実施に伴う眺望景観への影響についての予測結果を表 10.11-9 に示す。

計画地から離れた眺望点では、計画地の計画建物が視野に占める割合は小さいことから、景観への影響は小さいと予測する。

一方、計画地に隣接する眺望点では、前面に計画建物が視認され、眺望の変化が大きいと予測する。これにより新たな工業団地の景観が形成されるが、表 10.11-11 に示したとおり、公園や緑地の整備等の環境保全措置を講じることで、修景や遮蔽効果が期待され、現況の周辺に見られる緑の多い住宅地と調和のとれた景観が形成される。

表10.11-9(1) 本事業の実施に伴う眺望景観への影響の予測結果





① 元気な入間ふれあい茶ん歩道 1	
現況	
将来	
<p>【予測結果】 計画地方向には木々が密集するが、冬季・春季の落葉期には、計画建物が背後に視認される。 しかし、計画地は枝の隙間から視認される程度であり、前面の木々や構造物等の人工物に溶け込み、景観への影響は小さいと予測する。</p>	
② 所沢三ヶ島工業団地入口交差点	
現況	
将来	
<p>【予測結果】 計画地方向には店舗、事業所、住宅地等が立地し、その背後に計画建物が視認される。 しかし、基本的に人工物で構成された市街地に溶け込み、景観への影響は小さいと予測する。</p>	

表10.11-9(2) 本事業の実施に伴う眺望景観への影響の予測結果





③ 住宅	
現況	
将来	
<p>【予測結果】</p> <p>計画地方向の茶畑等が消失し、計画建物が視認される。計画地に隣接する住宅地からの眺望であり、眺望の変化が大きいと予測する。</p> <p>しかし、前面に調整池及び緩衝緑地を配置することで、計画建物からの距離を確保し、圧迫感を軽減することから、景観への影響は低減できるものと予測する。</p>	
④ 元気な入間ふれあい茶ん歩道 2	
現況	
将来	
<p>【予測結果】</p> <p>計画地方向には畑地、樹木、鉄塔、住宅地等が立地し、その背後に計画建物が視認される。</p> <p>しかし、計画建物が視野に占める割合は小さく、前面の住宅地等人工物に溶け込み、景観への影響は小さいと予測する。</p>	

表10.11-9(3) 本事業の実施に伴う眺望景観への影響の予測結果





⑤ 小野家住宅	
現況	
将来	
<p>【予測結果】 計画建物が視認されないことから、景観への影響はないと予測する。</p>	
⑥ 松林寺	
現況	
将来	
<p>【予測結果】 計画建物が視認されないことから、景観への影響はないと予測する。</p>	

表10.11-9(4) 本事業の実施に伴う眺望景観への影響の予測結果

⑦ 林自然ふれあいコース	
現況	
将来	
<p>【予測結果】</p> <p>計画地方向には畑地、道路、住宅地等が立地し、その背後に計画建物が視認される。 しかし、計画建物の一部が背後に視認できる程度であり、周辺の住宅地等に溶け込み、景観への影響は小さいと予測する。</p>	
⑧ 特別養護老人ホーム杏樹苑前	
現況	
将来	
<p>【予測結果】</p> <p>計画地方向には茶畑、住宅地等が立地し、その背後に計画建物が視認される。 しかし、計画建物が視野に占める割合は小さいことから、景観への影響は小さいと予測する。</p>	

表10.11-9(5) 本事業の実施に伴う眺望景觀への影響の予測結果




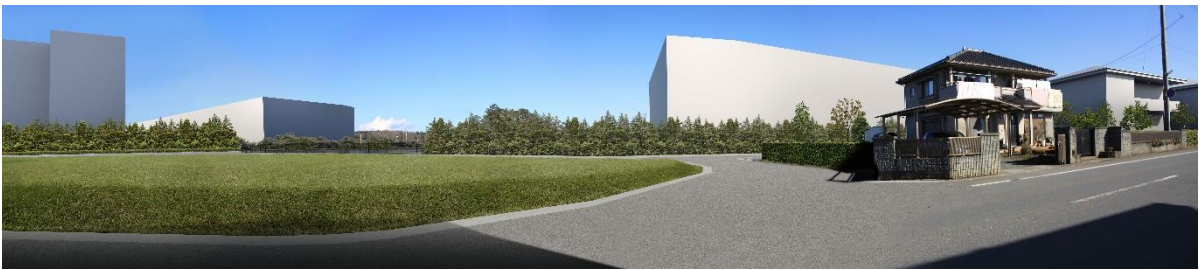
⑨ 稲荷神社	
現況	
将来	
<p>【予測結果】</p> <p>計画地方向の茶畑等が消失し、計画建物が視認される。計画地内からの眺望であり、眺望の変化が大きいと予測する。 新たな工業団地の景觀が形成されるが、稲荷神社の社寺林は残存されるとともに、産業用地の周辺には緩衝緑地や高木植栽帯が配置され、一体的な緑地空間が創出されることから、景觀への影響は低減できるものと予測する。</p>	
⑩ 計画地北東部交差点	
現況	
将来	
<p>【予測結果】</p> <p>計画地方向の茶畑等が消失し、計画建物が視認される。計画地に隣接する住宅地からの眺望であり、眺望の変化が大きいと予測する。 新たな工業団地の景觀が形成されるが、前面には街区公園が配置されるとともに、産業用地の周辺には緩衝緑地や高木植栽帯が配置され、現況の周辺に見られる住宅地と一体的な緑地空間が創出されることから、景觀への影響は低減できるものと予測する。</p>	

表10.11-9(6) 本事業の実施に伴う眺望景観への影響の予測結果

⑪ 林神社	
現況	
将来	
<p>【予測結果】</p> <p>参道の両脇に街区公園が整備され、その背後に計画建物が視認される。計画地に隣接する林神社参道からの眺望であり、眺望の変化が大きいと予測する。</p> <p>新たな工業団地の景観が形成されるが、林神社の社寺林は残存されるとともに、街区公園を整備し、産業用地の周辺には緩衝緑地や高木植栽帯を配置するなど、現況の周辺に見られる住宅地と一体的な緑地空間が創出されることから、景観への影響は低減できるものと予測する。</p>	
⑫ 林神社参道前	
現況	
将来	
<p>【予測結果】</p> <p>計画地方向は林神社の参道であり、その背後に計画建物が視認される。</p> <p>しかし、計画建物が視野に占める割合は小さいことから、景観への影響は小さいと予測する。</p>	

※【準備書の内容】の下線部及び【変更後の内容】の赤字が変更箇所である。

【変更理由】

知事意見に基づき、景観資源および眺望景観への影響について、予測結果を修正した。

別紙2 「第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 10.11 景観

10.11.3 評価 1) 存在・供用（造成地の存在，施設の存在）による景観資源及び眺望景観への影響 (2) 評価の結果」

【準備書の内容】

ア. 回避・低減に係る評価

予測の結果，存在・供用（造成地の存在，施設の存在）に伴う景観資源への影響については，計画地内に分布する茶畑については消滅するものの，計画地周辺に広く分布するものについては残存されるほか，林神社及びその社寺林，不老川及び谷川沿いの緑についても残存される。また，表 10.11-11 に示したとおり，公園や緑地の整備等の環境保全措置を講じることで，修景が図られる。

また眺望景観への影響については，都市近郊にあって住宅等が多く立地することから，計画地から離れた眺望点では，計画地の計画建物が視野に占める割合は小さく，また住宅等の人口構造物に溶け込み大きな違和感はないと予測された。一方計画地に隣接する眺望点では，現況から変化し新たな工業団地の景観が形成されると予測された。この場合も，表 10.11-11 に示したとおり，公園や緑地の整備等の環境保全措置を講じることで，修景や遮蔽効果が期待され，現況の周辺に見られる緑の多い住宅地と調和のとれた景観が形成される。

このことから，存在・供用（造成地の存在，施設の存在）による景観資源及び眺望景観への影響は，実施可能な範囲で低減が図られているものと評価する。

表10.11-11 存在による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減	低減	低減
実施主体	事業者	事業者	事業者	事業者
実施内容	計画地の景観のポイントとなる林神社に隣接して公園を配置する。	稲荷神社の参道方向を意識し，背後に調整池を配置する。	住宅地が隣接する東側敷地境界に緩衝緑地を配置する。	進出企業に対して緑化を図るよう要請する。
実施時期	事業計画立案時	事業計画立案時	事業計画立案時	事業計画立案時（各進出企業）
効果	林神社を中心に連続性のある緑景観が創出される。	計画建物との距離を確保することで圧迫感が軽減される。	計画地全体の遮蔽効果が期待され，また緑による集計が図られる。	計画建物に対する遮蔽効果や緑の多い景観形成が図られる。
効果の不確実性	なし	なし	なし	なし
他の環境への影響	なし	なし	なし	なし

イ. 基準や目標との整合性に係る評価

存在・供用（造成地の存在，施設の存在）に伴う景観資源への影響については，計画地内に分布する茶畑については消滅するものの，計画地周辺に広く分布するものについては残存されるほか，林神社及びその社寺林，不老川及び谷川沿いの緑についても残存される。さらに，公園や緑地の整備により修景を図ることで，緑・景観資源の保全に努めている。

また，眺望景観への影響については，特に現況との変化が比較的大きい計画地に隣接する眺望点に対して，前景に調整池を配置し建屋からの距離を保つことで圧迫感を軽減し，公園や緑地の整備等により現況の周辺に見られる緑の多い住宅地と調和のとれた景観の形成に努めている。

したがって、存在・供用（造成地の存在，施設の供用）による景観資源及び眺望景観への影響は、基準や目標との整合が図られているものと評価する。

【変更後の内容】

ア. 回避・低減に係る評価

予測の結果、存在・供用（造成地の存在，施設の存在）に伴う景観資源への影響については、計画地内に分布する茶畑については消滅するものの、計画地周辺に広く分布するものについては残存されるほか、林神社及びその社寺林については境内の緑地及び参道を保全するとともに、不老川及び谷川沿いの緑についても残存される。また、表 10. 11-11 に示したとおり、公園や緑地の整備等の環境保全措置を講じることで、修景が図られる。

また、眺望景観への影響については、計画地から離れた眺望点では、計画地の計画建物が視野に占める割合は小さいことから、景観への影響は小さいと予測する。一方、計画地に隣接する眺望点では、前面に計画建物が視認され、眺望の変化が大きいと予測する。これにより新たな工業団地の景観が形成されるが、表 10. 11-11 に示したとおり、公園や緑地の整備等の環境保全措置を講じることで、修景や遮蔽効果が期待され、現況の周辺に見られる住宅地と調和のとれた景観が形成される。

このことから、存在・供用（造成地の存在，施設の存在）による景観資源及び眺望景観への影響は、実施可能な範囲で低減が図られているものと評価する。

表10. 11-11 存在による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減	低減	低減	低減
実施主体	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者
実施内容	計画地の景観のポイントとなる林神社に隣接して公園を配置する。	稲荷神社の参道方向を意識し、背後に調整池を配置する。	住宅地が隣接する東側敷地境界に緩衝緑地を配置する。	進出企業に対して緑化を図るよう要請する。	進出企業に対して計画建物のデザインや色彩を「埼玉県景観計画」及び「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」の基準を遵守するよう要請する。
実施時期	事業計画立案時	事業計画立案時	事業計画立案時	事業計画立案時 (各進出企業)	事業計画立案時 (各進出企業)
効果	林神社を中心に連続性のある緑景観が創出される。	計画建物との距離を確保することで圧迫感が軽減される。	計画地全体の遮蔽効果が期待され、また緑による修景が図られる。	計画建物に対する遮蔽効果や緑の多い景観形成が図られる。	計画建物が周辺環境に配慮した色彩等となり、地域と調和した景観形成が図られる。
効果の不確実性	なし	なし	なし	なし	なし
他の環境への影響	なし	なし	なし	なし	なし

イ. 基準や目標との整合性に係る評価

存在・供用（造成地の存在，施設の存在）に伴う景観資源への影響については、計画地内に分布する茶畑については消滅するものの、計画地周辺に広く分布するものについては残存されるほか、林神社及びその社寺林については境内の緑地及び参道を保全するとともに、不老川及び谷川沿いの緑についても残存される。さらに、公園や緑地の整備により修景を図ることで、緑・景観資源の保全に努めている。

また、眺望景観への影響については、特に眺望の変化が大きいと予測した計画地に隣接する眺望点に対して、前面に緩衝緑地等を配置し計画建物からの距離を保つことで圧迫感を軽減すると

ともに、公園や緑地の整備等により現況の周辺に見られる住宅地と調和のとれた景観の形成に努めている。

したがって、存在・供用（造成地の存在，施設の供用）による景観資源及び眺望景観への影響は，基準や目標との整合が図られているものと評価する。

※【準備書の内容】の下線部及び【変更後の内容】の赤字が変更箇所である。

【変更理由】

知事意見に基づき，環境保全措置として，進出企業に対して計画建物のデザインや色彩を「埼玉県景観計画」及び「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」の基準を遵守するよう要請する旨を追記した。

別紙3 「第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 10.16 廃棄物等

10.16.1 予測 1) 工事(造成等の工事)による影響(進出企業の計画建物の建築工事に伴う廃棄物) (4) 予測方法～(6) 予測結果」

【準備書の内容】

(4) 予測方法

予測手順を図10.16-1に示す。

進出企業の計画建物の建築工事に伴う廃棄物の発生量及び種類について、現時点で想定できる範囲として、進出企業の計画建物の延べ面積(表10.16-1参照)に、「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」(平成24年11月, (社)日本建設業連合会)の発生原単位(表10.16-3参照)とその種類別・処理方法別割合(表10.16-4参照)を乗ずることにより算出した。再資源化率等については、種類別・処理方法別割合のうち、現場内外利用, 専ら物の売却及び再資源化施設に分類される再資源化量の全体発生量に占める割合から算出した。

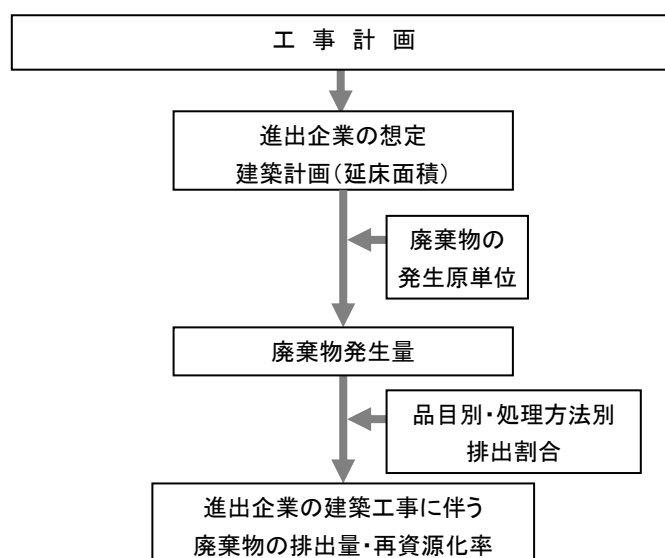


図10.16-1 予測手順(工事(造成等の工事)による影響(廃棄物))

(5) 予測条件

進出企業の想定建築計画を、表10.16-1に示す。

また、建築工事に伴う廃棄物の種類及び処理方法と原単位の区分を表10.16-2に、用途・規模等の原単位を表10.16-3に、品目別・処理方法別排出割合を表10.16-4に示す。なお、本事業は製造業, 物流業の立地を想定していることから, 廃棄物の発生原単位及び混合廃棄物の原単位については, 用途を工場に設定した。

表10.16-1 進出企業の想定建築計画

区画		敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建ぺい率	容積率
産業系 土地利用	産①	6,600	3,100	9,300	47%	141%
	産②	8,600	4,200	12,600	49%	147%
	産③	1,800	750	2,250	42%	125%
	産④	23,900	5,900	29,500	30%	151%
			1,300	6,500		
	産⑤	33,300	16,700	50,100	50%	150%
	産⑥	15,100	5,400	21,600	36%	143%
	産⑦	11,000	4,200	21,000	38%	191%
	産⑧	22,200	11,000	44,000	50%	198%
	産⑨	24,600	11,800	47,200	48%	192%
	産⑩	3,400	1,300	6,500	38%	191%
	産⑪	18,800	7,600	30,400	40%	162%
産⑫	5,900	2,900	11,600	49%	197%	

表10.16-2 建築工事に伴う廃棄物の種類及び処理方法と原単位の区分

廃棄物の種類		処理方法		原単位の区分	
発生量	分別廃棄物 ・コンクリート塊 ・アスファルト・コンクリート塊 ・廃プラスチック ・木くず ・石膏ボード ・金属くず ・紙くず	現場内外利用	裏込材・埋戻材で利用	発生原単位	二
		専ら物の売却	専ら物、有価物等を回収・再生業者へ直接引き渡す		
		再資源化	再資源化施設へ搬入		
		中間処理	分別・単品で中間処理施設へ搬入、処理を委託		
		最終処分	分別・単品で最終処分場へ直接搬入、埋立処分を委託		混合原単位 混合廃棄物
	混合廃棄物	中間処理	混合廃棄物として中間処理施設へ搬入、処理を委託		
			最終処分		混合廃棄物として最終処分場へ直接搬入、埋立処分を委託

- 注) 1. 専ら物とは、再生利用の目的となる紙くず、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維のこと。
 2. 混合廃棄物とは、コンクリート塊や廃プラスチック類、木くず等の廃棄物が分別されず混在していること。
 3. 再資源化施設とは、建設副産物を資材として再生する施設を示し、混合廃棄物の処理は行わない。
 4. 中間処理施設とは、分別・減容・無害化・安定化等の処理を行う施設を示す。

出典：建築系混合廃棄物の原単位調査報告書（平成24年11月、(社)日本建築業連合会、環境委員会建築副産物専門部会）

表10.16-3 用途・規模別の原単位

用途	規模 (延床面積) (㎡)	廃棄物の 発生原単位 (kg/㎡)	混合廃棄物の 発生原単位 (kg/㎡)
工場	1,000 未満	27.8	18.7
	3,000 未満	27.3	9.9
	6,000 未満	20.0	7.1
	10,000 未満	17.6	5.6
	10,000 以上	14.7	3.2

出典：建築系混合廃棄物の原単位調査報告書（平成24年11月，（社）日本建築業連合会 環境委員会建築副産物専門部会）

表10.16-4 品目別・処理方法別の排出割合

廃棄物の種類		現場内 外利用	専ら物 の売却	再資源 化施設	中間処 理施設	最終 処分場	合計
分別 廃棄物	コンクリート塊	0.0%	0.0%	15.1%	24.6%	0.0%	39.7%
	アスファルト・コンクリート塊	0.0%	0.0%	5.3%	3.5%	0.0%	8.8%
	廃プラスチック類	0.0%	0.0%	1.8%	8.7%	0.0%	10.4%
	木くず	0.0%	0.0%	9.4%	6.7%	0.0%	16.1%
	ガラスくず，コンクリートくず， 陶磁器くず(石膏ボード)	0.0%	0.0%	7.6%	3.2%	0.0%	10.8%
	金属くず	0.0%	7.8%	0.0%	0.7%	0.0%	8.6%
	紙くず(ダンボール)	0.0%	2.7%	0.1%	2.8%	0.0%	5.6%
	計	0.0%	10.6%	39.3%	50.1%	0.0%	100.0%
混合廃棄物		0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%

注) 1. 分別廃棄物の排出割合は，下記出典の「表-10 品目別排出施設・排出量」の平成22年度の結果より設定した。混合廃棄物の排出割合は，同資料の記載に基づき設定した。

2. 中間処理施設における再資源化率及び最終処分率は不明のため，ここでは考慮していない。

3. 四捨五入の関係上，合計値と内訳が一致しない場合がある。

出典：建築系混合廃棄物の原単位調査報告書（平成24年11月，（社）日本建設業連合会 環境委員会建築副産物専門部会）

(6) 予測結果

工事(造成等の工事)により発生する廃棄物量を表 10.16-5 に示す。総発生量 4,350.1t、このうち分別廃棄物は 3,374.0t、混合廃棄物は 976.1t と予測した。

表10.16-5 工事(造成等の工事)により発生する廃棄物量

区画	延床 面積 (㎡)	廃棄物の	混合廃棄物	廃棄物の	混合廃棄物	分別廃棄物	
		発生原単位 (kg/㎡)	原単位 (kg/㎡)	発生量 (t)	発生量 (t)	発生量 (t)	
産業系 土地利用	産①	9,300	14.7	3.2	136.7	29.8	107.0
	産②	12,600	14.7	3.2	185.2	40.3	144.9
	産③	2,250	20.0	7.1	45.0	16.0	29.0
	産④	29,500	14.7	3.2	433.7	94.4	339.3
		6,500	17.6	5.6	114.4	36.4	78.0
	産⑤	50,100	14.7	3.2	736.5	160.3	576.2
	産⑥	21,600	14.7	3.2	317.5	69.1	248.4
	産⑦	21,000	14.7	3.2	308.7	67.2	241.5
	産⑧	44,000	14.7	3.2	646.8	140.8	506.0
	産⑨	47,200	14.7	3.2	693.8	151.0	542.8
	産⑩	6,500	17.6	5.6	114.4	36.4	78.0
	産⑪	30,400	14.7	3.2	446.9	97.3	349.6
産⑫	11,600	14.7	3.2	170.5	37.1	133.4	
合計	-	-	-	4,350.1	976.1	3,374.0	

注) 混合廃棄物以外を分別廃棄物とした。

工事(造成等の工事)により発生する廃棄物量(品目別)及び再資源化率等を表 10.16-6 に示す。最も発生が多い分別廃棄物は、コンクリート塊(1,338.3t)であった。

全体の再資源化量は 1,682.7t、再資源化率 38.7% であった。また、分別廃棄物全体の再資源化率は 49.9%、混合廃棄物は 0% であった。

なお、特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再資源化率は、各々、38.1%、60.4%、58.2% であった。

表 10.16-6 工事(造成等の工事)により発生する廃棄物量(品目別)及び再資源化率等

廃棄物の種類	発生量 (t)	再資源化量 (t)				中間 処理量 (t)	最終 処分量 (t)	再資源化率 (%)	
		現場内 外利用	専ら物 の売却	再資源 化施設	計	中間処 理施設	最終 処分場		
	①	②	③	④	⑤ =②+③+④	⑥	⑦	⑧ =⑤/① ×100	
分別 廃棄物	コンクリート塊	1,338.3	0.0	0.0	509.7	509.7	828.7	0.0	38.1
	アスファルト・コンクリート塊	296.7	0.0	0.0	179.1	179.1	117.6	0.0	60.4
	廃プラスチック類	351.9	0.0	0.0	59.5	59.5	292.4	0.0	16.9
	木くず	542.8	0.0	0.0	315.8	315.8	227.0	0.0	58.2
	ガラスくず, コンクリートくず, 陶磁器くず(石膏ボード)	365.2	0.0	0.0	257.3	257.3	107.9	0.0	70.4
	金属くず	288.8	0.0	264.2	1.3	265.6	23.3	0.0	91.9
	紙くず(ダンボール)	190.2	0.0	92.2	3.6	95.8	94.5	0.0	50.3
	計	3,374.0	0.0	356.4	1,326.3	1,682.7	1,691.3	0.0	49.9
混合廃棄物	976.1	0.0	0.0	0.0	0.0	976.1	0.0	0.0	
合計	4,350.1	0.0	356.4	1,326.3	1,682.7	2,667.5	0.0	38.7	

注) 1. 中間処理施設における再資源化率が不明のため、中間処理における再資源化量は反映していない。
2. 四捨五入の関係上、合計値と内訳が一致しない場合がある。

【変更後の内容】

(4) 予測方法

予測手順を図 10.16-1 に示す。

進出企業の計画建物の建築工事に伴う廃棄物の発生量及び種類について、現時点で想定できる範囲として、進出企業の計画建物の延べ面積（表 10.16-1 参照）に、「建設副産物実態調査」（平成 30 年 3 月，国土交通省）の発生原単位（表 10.16-3 参照）とその種類別・処理方法別割合（表 10.16-4 参照）を乗ずることにより算出した。再資源化率等については、種類別・処理方法別割合のうち、現場内利用，再資源化（有償売却，直接資源化，再資源化施設）に分類される再資源化量の全体発生量に占める割合から算出した。

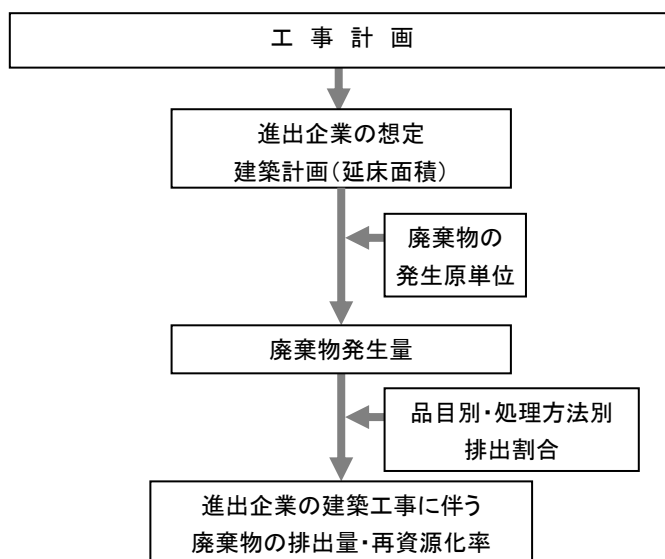


図10.16-1 予測手順(工事(造成等の工事)による影響(廃棄物))

(5) 予測条件

進出企業の想定建築計画を、表 10.16-1 に示す。

また、建築工事に伴う廃棄物の種類及び処理方法を表 10.16-2 に、廃棄物の種類別の原単位を表 10.16-3 に、品目別・処理方法別排出割合を表 10.16-4 に示す。

表10.16-1 進出企業の想定建築計画

区画		敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建ぺい率	容積率
産業系 土地利用	産①	6,600	3,100	9,300	47%	141%
	産②	8,600	4,200	12,600	49%	147%
	産③	1,800	750	2,250	42%	125%
	産④	23,900	5,900	29,500	30%	151%
			1,300	6,500		
	産⑤	33,300	16,700	50,100	50%	150%
	産⑥	15,100	5,400	21,600	36%	143%
	産⑦	11,000	4,200	21,000	38%	191%
	産⑧	22,200	11,000	44,000	50%	198%
	産⑨	24,600	11,800	47,200	48%	192%
	産⑩	3,400	1,300	6,500	38%	191%
	産⑪	18,800	7,600	30,400	40%	162%
産⑫	5,900	2,900	11,600	49%	197%	

表10.16-2 建築工事に伴う廃棄物の種類及び処理方法

廃棄物の種類		処理方法	
分別 廃棄物	アスファルト・コンクリート塊	現場内利用	
	コンクリート塊	現場内減量化	
	建設汚泥	再資源化	有償売却
	建設発生木材		直接資源化
	伐木材・除根材		再資源化施設
	廃プラスチック類	減量化	再資源化施設
	紙くず		焼却
	金属くず		
	廃石膏ボード	最終処分	直接処分
	廃塩化ビニル管・継ぎ手		再資源化施設
混合廃棄物		焼却	

注) 混合廃棄物とは、コンクリート塊や廃プラスチック類、木くず等の廃棄物が分別されず混在していること。

出典：建設副産物実態調査（平成30年3月，国土交通省）

表10.16-3 廃棄物の種類別発生原単位

廃棄物の種類		発生原単位 (t/m ²)
分別 廃棄物	アスファルト・コンクリート塊	0.0056
	コンクリート塊	0.0222
	建設汚泥	0.0020
	建設発生木材	0.0028
	伐木材・除根材	0.0020
	廃プラスチック類	0.0015
	紙くず	0.0005
	金属くず	0.0021
	廃石膏ボード	0.0008
	廃塩化ビニル管・継ぎ手	0.0000
混合廃棄物		0.0048

注) 発生原単位は、下記出典の「建設副産物の発生原単位」の埼玉県、建築（新築・改築）、非木造の値を使用した。

出典：建設副産物実態調査（平成30年3月、国土交通省）

表10.16-4 品目別・処理方法別の排出割合

廃棄物の種類	利用	現場内 減量化	現場内 搬出量	再資源化 減量化 最終処分									合計
				再資源化			減量化		最終処分				
				有償 売却	直接 資源化	再資源化 施設	再資源 化施設	焼却	直接 処分	再資源化 施設	焼却		
分別 廃棄物	アスファルト・コンクリート塊	0.2%	0.0%	99.8%	0.0%	7.8%	91.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	100.0%
	コンクリート塊	1.9%	0.0%	98.1%	0.0%	0.4%	97.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	100.0%
	建設汚泥	51.9%	4.7%	43.5%	0.0%	0.0%	40.1%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	建設発生木材	6.8%	0.0%	93.2%	0.7%	0.0%	88.5%	0.0%	2.7%	0.0%	0.1%	1.2%	100.0%
	伐木材・除根材	0.5%	0.0%	99.5%	1.7%	0.0%	97.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.4%	0.1%	100.0%
	廃プラスチック類	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	58.4%	24.8%	0.0%	0.0%	16.8%	0.0%	100.0%
	紙くず	0.0%	0.0%	100.0%	11.6%	0.0%	67.9%	18.5%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	100.0%
	金属くず	0.0%	0.0%	100.0%	33.5%	1.2%	63.1%	0.0%	0.0%	0.2%	1.9%	0.0%	100.0%
	廃石膏ボード	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	93.3%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	100.0%
廃塩化ビニル管・継ぎ手	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	55.7%	3.3%	0.0%	0.0%	41.0%	0.0%	100.0%	
混合廃棄物		0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	43.6%	4.4%	15.2%	22.3%	12.9%	1.5%	100.0%

注) 1. 排出割合は、下記出典の「建設副産物の再資源化等率」の埼玉県の発生量（千t）を使用し求めた。

2. 四捨五入の関係上、合計値と内訳が一致しない場合がある。

出典：建設副産物実態調査（平成30年3月、国土交通省）

(6) 予測結果

工事(造成等の工事)により発生する廃棄物量を表 10.16-5 に示す。総発生量 12,983.9t, このうち分別廃棄物は 11,568.0t, 混合廃棄物は 1,415.9t と予測した。

表10.16-5 工事(造成等の工事)により発生する廃棄物量

区画	延床面積 (㎡)	分別廃棄物 (t)	混合廃棄物 (t)	合計 (t)	
産業系 土地利用	産①	9,300	367.7	45.0	412.8
	産②	12,600	498.2	61.0	559.2
	産③	2,250	89.0	10.9	99.9
	産④	29,500	1,166.5	142.8	1,309.3
		6,500	257.0	31.5	288.5
	産⑤	50,100	1,981.0	242.5	2,223.5
	産⑥	21,600	854.1	104.5	958.6
	産⑦	21,000	830.4	101.6	932.0
	産⑧	44,000	1,739.8	213.0	1,952.8
	産⑨	47,200	1,866.4	228.4	2,094.8
	産⑩	6,500	257.0	31.5	288.5
	産⑪	30,400	1,202.1	147.1	1,349.2
産⑫	11,600	458.7	56.1	514.8	
合計	-	11,568.0	1,415.9	12,983.9	

工事(造成等の工事)により発生する廃棄物量(品目別)及び再資源化率等を表 10.16-6 に示す。最も発生量の多い分別廃棄物は、コンクリート塊(6,489.4t)であった。

全体の再資源化量は 11,836.6t (現場内利用 484.9t, 有償売却 238.2t, 直接資源化 159.9t, 再資源化施設 10,953.6t), 再資源化率は 91.2% であった。また, 分別廃棄物全体の再資源化率は 97.0%, 混合廃棄物は 43.6% であった。

なお, 特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊, アスファルト・コンクリート塊, 建設発生木材, 伐木材・除根材の再資源化率は, 各々, 99.8%, 99.8%, 96.0%, 99.4% であった。

表10.16-6 工事(造成等の工事)により発生する廃棄物量(品目別)及び再資源化率等

廃棄物の種類	発生量(t)	現場内利用	現場内減量化	搬出量	再資源化			減量化		最終処分			再資源化率 ⑬=(②+⑤+⑥+⑦)/①
					有償売却	直接資源化	再資源化施設	再資源化施設	焼却	直接処分	再資源化施設	焼却	
					⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
アスファルト・コンクリート塊	1,648.1	3.0	0.0	1,645.1	0.0	128.4	1,513.3	0.0	0.0	0.0	3.4	0.0	99.8
コンクリート塊	6,489.4	125.6	0.0	6,363.7	0.0	23.8	6,327.6	0.0	0.0	0.0	12.3	0.0	99.8
建設汚泥	571.3	296.5	26.6	248.3	0.0	0.0	229.4	18.9	0.0	0.0	0.0	0.0	92.0
建設発生木材	833.4	56.9	0.0	776.5	5.7	0.1	737.5	0.1	22.6	0.0	0.7	9.8	96.0
伐木材・除根材	571.3	2.9	0.0	568.4	9.5	0.0	555.7	0.1	0.7	0.0	2.1	0.3	99.4
廃プラスチック類	449.4	0.0	0.0	449.4	0.0	0.0	262.6	111.2	0.0	0.0	75.5	0.0	58.4
紙くず	158.0	0.0	0.0	158.0	18.3	0.0	107.4	29.2	0.0	0.0	3.2	0.0	79.5
金属くず	610.2	0.0	0.0	610.2	204.6	7.6	385.1	0.0	0.0	1.0	11.8	0.0	97.9
廃石膏ボード	226.8	0.0	0.0	226.8	0.0	0.0	211.6	0.0	0.0	0.0	15.2	0.0	93.3
廃塩化ビニル管・継ぎ手	10.1	0.0	0.0	10.1	0.0	0.0	5.6	0.3	0.0	0.0	4.1	0.0	55.7
計	11,568.0	484.9	26.6	11,056.4	238.2	159.9	10,335.8	159.8	23.3	1.1	128.4	10.1	97.0
混合廃棄物	1,415.9	0.0	0.0	1,415.9	0.0	0.0	617.8	62.1	215.6	316.1	182.6	21.8	43.6
合計	12,983.9	484.9	26.6	12,472.4	238.2	159.9	10,953.6	221.9	238.9	317.2	311.0	31.8	91.2

注) 四捨五入の関係上、合計値と内訳が一致しない場合がある。

※【準備書の内容】の下線部及び【変更後の内容】の赤字が変更箇所である。

【変更理由】

知事意見に基づき，工事（造成等の工事（進出企業の計画建物の建築工事）に伴う廃棄物の発生量（産業廃棄物）について，最新の発生原単位（建設副産物実態調査（平成30年3月，国土交通省））を用いて再予測を行った。

別紙4 「第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 10.16 廃棄物等

10.16.1 予測 4) 存在・供用（施設の稼働）による影響（廃棄物）(4) 予測方法～(6) 予測結果」

【準備書の内容】

(4) 予測方法

予測手順を図10.16-2に示す。

なお、進出企業の業種は、物流系用地の造成を実施することから、主に運輸業の立地が考えられるが、その他業種が立地する可能性も考えられるため、安全側を考慮し、廃棄物の発生原単位が最も大きくなる製造業を設定した。

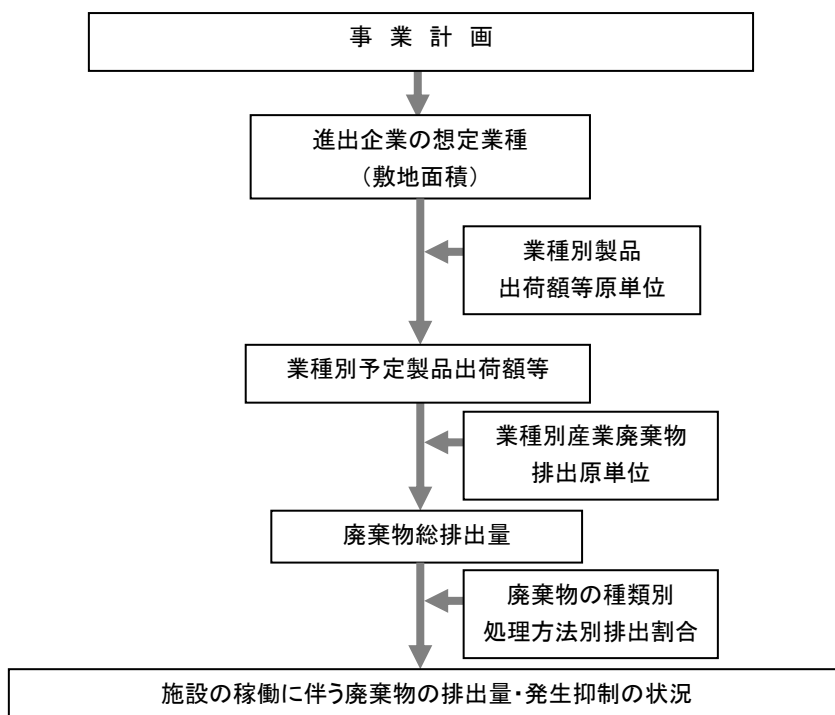


図10.16-2 予測手順(存在・供用による影響(廃棄物))

(5) 予測条件

製造業の業種別予定出荷額等は、表 10.16-9 に示すとおりである。各区画の合計敷地面積に業種別製品出荷額等原単位（敷地面積当たり）を乗じて算出した。なお、業種別製品出荷額等原単位（敷地面積当たり）は、「平成 26 年工業統計表（用地・用水編）」（平成 28 年 4 月，経済産業省経済産業政策局調査統計部）の業種別製品出荷額と敷地面積から設定した。

また、業種別・種類別産業廃棄物排出量原単位を表 10.16-10 に、廃棄物の種類別・処理方法別排出割合を表 10.16-11 に示す。

表10.16-9 業種別予定製品出荷額等

業種	敷地面積 (ha)	業種別製品出荷額等原単位 (百万円/ha)	業種別予定製品出荷額等 (十億円)
パルプ・紙・紙加工品製造業	約 17.5	1,145.8	20.05

- 注) 1. 敷地面積は現時点で予定される企業の用地面積。
 2. 業種別製品出荷額原単位は、下記出典の業種別製品出荷額と敷地面積から設定した。
 3. 進出企業の業種は未定のため、計画地に進出する可能性のある製造業のうち、廃棄物排出量が最も多くなる「パルプ・紙・紙加工品製造業」を選定した。

出典：平成 26 年工業統計表（用地・用水編）（平成 28 年 4 月，経済産業省経済産業政策局調査統計部）

表10.16-10 業種別・種類別産業廃棄物排出量原単位

単位：t / 十億円

廃棄物の種類 業種	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	ゴムくず	金属くず	ガラスくず，コンクリート及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん
	パルプ・紙・紙加工品製造業	79.16	5,042.58	4.31	2.25	3.13	53.37	39.96	7.71	0.00	16.95	2.05	19.66	1.60

出典：平成 30 年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 平成 28 年度実績（平成 31 年 3 月，環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）

表10.16-11 廃棄物の種類別・処理方法別排出割合

単位：%

廃棄物の種類 処理状況	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	ゴムくず	金属くず	ガラスくず，コンクリート及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん
	再生利用率	69	7	38	27	19	59	77	83	60	92	71	90	97
減量化率	9	92	60	70	77	25	21	14	20	6	12	4	1	16
最終処分率	22	1	2	3	4	16	2	3	19	2	16	6	2	10

注) 再生利用率は、中間処理施設での再生利用も反映された値である。

出典：平成 30 年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 平成 28 年度実績（平成 31 年 3 月，環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）

(6) 予測結果

存在・供用（施設の稼働）に伴う廃棄物の種類別・処理方法別廃棄物排出量を表 10.16-12 に示す。廃棄物の総排出量は 108,466tであり、種類別では、汚泥の排出量が 101,111tと最も多く、次いでばいじんが 2,740tと考えられる。

全体の再生利用量は 12,335t、再生利用率は 11%、減量化量は 94,234t、最終処分量は 1,869tと予測される。

表10.16-12 種類別・処理方法別廃棄物排出量

廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	ゴムくず	金属くず	ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず	銲さい	がれき類	ばいじん	計
再生利用量 (t)	1,095	7,078	33	12	12	631	617	128	0	313	29	355	31	2,000	12,335
再生利用率 (%)	69	7	38	27	19	59	77	83	60	92	71	90	9	73	11
減量化量 (t)	143	93,022	52	32	48	268	168	22	0	20	5	16	0	438	94,234
最終処分量 (t)	349	1,011	2	1	3	171	16	5	0	7	7	24	1	274	1,869
総排出量 (t)	1,587	101,111	86	45	63	1,070	801	155	0	340	41	394	32	2,740	108,466

注) 各廃棄物の再生利用率=各廃棄物の再生利用量の計/各廃棄物の総排出量×100

【変更後の内容】

(4) 予測方法

予測手順を図 10.16-2 に示す。

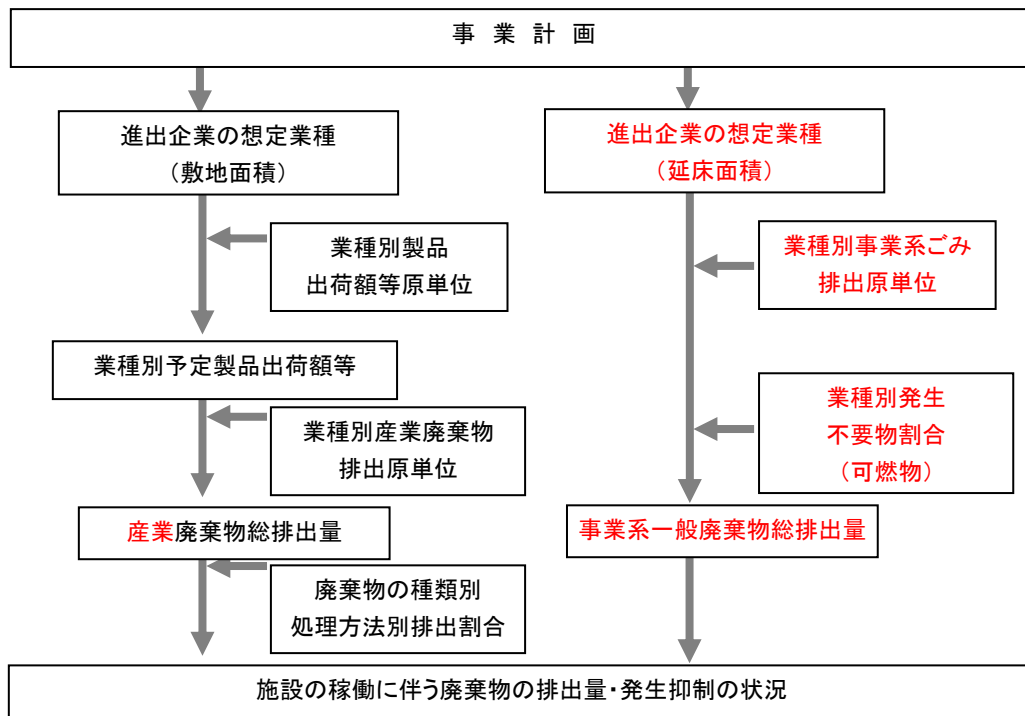


図10.16-2 予測手順(存在・供用による影響(廃棄物))

(5) 予測条件

ア. 産業廃棄物

本事業においては、製造業、物流業の立地を想定していることから、製造業、物流業のうち、産業廃棄物の発生原単位が大きくなる製造業を設定した。

製造業の業種別予定出荷額等は、表 10.16-9 に示すとおりである。各区画の合計敷地面積に業種別製品出荷額等原単位(敷地面積当たり)を乗じて算出した。なお、業種別製品出荷額等原単位(敷地面積当たり)は、「平成 26 年工業統計表(用地・用水編)」(平成 28 年 4 月、経済産業省経済産業政策局調査統計部)の業種別製品出荷額と敷地面積から設定した。

また、業種別・種類別産業廃棄物排出量原単位を表 10.16-10 に、廃棄物の種類別・処理方法別排出割合を表 10.16-11 に示す。

表10.16-9 業種別予定製品出荷額等

業種	敷地面積 (ha)	業種別 製品出荷額等原単位 (百万円/ha)	業種別 予定製品出荷額等 (十億円)
製造業	約 17.5	1945.1	34.04

注) 1. 敷地面積は現時点で予定される企業の用地面積。

2. 業種別製品出荷額原単位は、下記出典の業種別製品出荷額と敷地面積から設定した。

出典：平成 26 年工業統計表(用地・用水編)(平成 28 年 4 月、経済産業省経済産業政策局調査統計部)

表10.16-10 業種別・種類別産業廃棄物排出量原単位

単位：t／十億円

廃棄物の種類 業種	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	動植物性残渣	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん
製造業	5.5	324.5	8.6	7.3	8.2	18.9	3.5	2.0	0.3	18.0	30.7	40.7	14.5	43.8

注) 原単位は、下記出典の「業種別・種類別全国共通原単位一覧表(平成28年度実績値)」の製造業の値を平均した。

出典：平成30年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 平成28年度実績
(平成31年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

表10.16-11 廃棄物の種類別・処理方法別排出割合

単位：%

廃棄物の種類 処理状況	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	動植物性残渣	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん
再生利用率	69	7	38	27	19	59	68	76	60	92	71	90	97	73
減量化率	9	92	60	70	77	25	30	21	20	6	12	4	1	16
最終処分率	22	1	2	3	4	16	2	2	19	2	16	6	2	10

注) 再生利用率は、中間処理施設での再生利用も反映された値である。

出典：平成30年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 平成28年度実績(平成31年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

イ. 事業系一般廃棄物

本事業においては、製造業、物流業の立地を想定していることから、製造業、物流業のうち、事業系一般廃棄物の発生原単位が大きくなる物流業(運輸・倉庫業)を設定した。

本事業の産業系土地利用の各区画の合計延床面積を表10.16-12、物流業(運輸・倉庫業)の事業系ごみ排出原単位を表10.16-13に示す。事業系一般廃棄物排出量は、この延床面積に排出原単位を乗じて算出した。

また、物流業(運輸・倉庫業)の発生不要物割合を表10.16-14に示す。この発生不要物割合から、種類別の事業系一般廃棄物排出量を算出した。

表10.16-12 産業系土地利用の延床面積

土地利用	延床面積 (㎡)
産業系土地利用	292,550

表10.16-13 業種別事業系ごみ排出原単位

業種	排出原単位 (g/㎡・日)
物流業（運輸・倉庫業）	28

出典：平成5年度東京都清掃研究所研究報告 事業系一般廃棄物性状調査（その8）
（平成6年12月，東京都）

表10.16-14 業種別発生不要物割合（可燃物）

業種	廃棄物の種類				
	紙くず	厨芥	繊維くず	その他	可燃物計
物流業（運輸・倉庫業）	45.8%	8.3%	2.7%	9.4%	66.1%

注) 1. 紙くず：新聞紙，雑誌，書籍，段ボール，容器包装類，OA用紙等
2. その他：木くず，その他可燃物

出典：東京都環境科学研究所年報（廃棄物研究室編） 平成11年度排出源等ごみ性状調査（平成12年11月，東京都）

(6) 予測結果

ア. 産業廃棄物

存在・供用（施設の稼働）に伴う産業廃棄物の種類別・処理方法別排出量を表10.16-15に示す。産業廃棄物の総排出量は17,917t/年であり，種類別では，汚泥の排出量が11,045t/年と最も多く，次いでばいじんが1,491t/年と考えられる。

全体の再生利用量は5,769t/年，再生利用率は32%，減量化量は11,416t/年，最終処分量は706t/年と予測される。

表10.16-15 種類別・処理方法別産業廃棄物排出量

廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	動植物性残渣	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラスくず，コンクリート及び陶磁器くず	鋳さい	がれき類	ばいじん	計
再生利用量(t/年)	129	773	112	67	53	380	80	53	6	562	741	1,247	478	1,089	5,769
再生利用率(%)	69	7	38	27	19	59	68	76	60	92	71	90	9	73	32
減量化量(t/年)	17	10,161	177	174	214	161	35	15	2	37	125	55	5	239	11,416
最終処分量(t/年)	41	110	6	7	11	103	2	1	2	12	167	83	10	149	706
総排出量(t/年)	186	11,045	294	248	278	644	118	70	9	611	1,044	1,385	493	1,491	17,917

注) 各廃棄物の再生利用率＝各廃棄物の再生利用量の計／各廃棄物の総排出量×100

イ. 事業系一般廃棄物

存在・供用（施設の稼働）に伴う事業系一般廃棄物の種類別排出量を表 10.16-16 に示す。事業系一般廃棄物の総排出量は 5,423kg/日であり、種類別では、紙くずの排出量が 3,752kg/日と最も多く、次いでその他（木くず、その他可燃物）が 770kg/日である。

表10.16-16 種類別事業系一般廃棄物排出量

業種	種類	排出原単位 (g/m ² ・日)	延床面積 (m ²)	排出量 (kg/日)
物流業（運輸・倉庫業）	紙くず	12.8	292,550	3,752
	厨芥	2.3		680
	繊維くず	0.8		221
	その他	2.6		770
	合計	—	—	5,423

注) 1.紙くず：新聞紙，雑誌，書籍，段ボール，容器包装類，OA用紙等
2.その他：木くず，その他可燃物

※【準備書の内容】の下線部及び【変更後の内容】の赤字が変更箇所である。

【変更理由】

知事意見に基づき、施設の存在・供用に伴う廃棄物の発生量（事業系産業廃棄物）について、実際に立地が想定される製造業全般の発生原単位を用いて再予測を行った。また、施設の存在・供用に伴う事業系一般廃棄物の発生量について、予測評価を行い、追記した。

別紙5 「第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 10.16 廃棄物等
10.16.2 評価 1) 工事(造成等の工事)による影響(廃棄物, 残土)
(2) 評価の結果 イ. 基準や目標との整合性に係る評価」

【準備書の内容】

イ. 基準や目標との整合性に係る評価

進出企業の建設工事に伴う廃棄物の総排出量は 4,350.1t で、全体の再資源化率は 38.7% と予測した。また、廃棄物削減の観点から、造成工事に伴う廃棄物は分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。

残土は、再利用等の促進を図るように努める。

したがって、整合を図るべき基準と整合が図られていると評価する。

【変更後の内容】

イ. 基準や目標との整合性に係る評価

進出企業の建設工事に伴う廃棄物の総排出量は 12,983.9t で、全体の再資源化率は 91.2% と予測した。また、廃棄物削減の観点から、造成工事に伴う廃棄物は分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。

残土は、再利用等の促進を図るように努める。

したがって、整合を図るべき基準と整合が図られていると評価する。

※【準備書の内容】の下線部及び【変更後の内容】の赤字が変更箇所である。

【変更理由】

別紙3の再予測結果に基づき、評価の記載内容を修正した。

別紙6 「第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 10.16 廃棄物等

10.16.2 評価 2) 存在・供用（施設の稼働）による影響（廃棄物、雨水及び処理水）

(2) 評価の結果 イ. 基準や目標との整合性に係る評価」

【準備書の内容】

イ. 基準や目標との整合性に係る評価

存在・供用（施設の稼働）に伴う廃棄物の総排出量は108,466 tで、再生利用率は11%と予測した。また、廃棄物量削減の観点から、存在・供用（施設の稼働）に伴う廃棄物は進出企業に対し、排出抑制、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理するよう指導する。

また、進出企業に対し、雨水の有効利用に積極的に取り組むよう要請するとともに、雨水排水は調整池を計画地内に設置し、ポンプアップにより雨水流出量の抑制を図り、谷川に放流する。したがって、整合を図るべき基準と整合が図られているものと評価する。

【変更後の内容】

イ. 基準や目標との整合性に係る評価

存在・供用（施設の稼働）に伴う産業廃棄物の総排出量は17,917 tで、再生利用率は32%と予測した。また、事業系一般廃棄物の総排出量は5,423kg/日と予測した。

廃棄物量削減の観点から、存在・供用（施設の稼働）に伴う廃棄物は進出企業に対し、排出抑制、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理するよう要請する。

また、進出企業に対し、雨水の有効利用に積極的に取り組むよう要請するとともに、雨水排水は調整池を計画地内に設置し、ポンプアップにより雨水流出量の抑制を図り、谷川に放流する。したがって、整合を図るべき基準と整合が図られているものと評価する。

※【準備書の内容】の下線部及び【変更後の内容】の赤字が変更箇所である。

【変更理由】

別紙4の再予測結果に基づき、評価の記載内容を修正した。

別紙7 「第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 10.17 温室効果ガス等
 10.17.1 予測 2) 存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）による影響
 (5) 予測条件 ア. 施設の稼働，(6) 予測結果 ア. 施設の稼働」

【準備書の内容】

(5) 予測条件

ア. 施設の稼働

進出企業（製造業）の業種，エネルギー消費量等を表 10.17-11 に示す。

なお，進出企業の業種は未定のため，計画地に進出する可能性のある運輸業及び製造業のうち，エネルギー消費量が最も多くなる石油製品・石炭製品製造業を選定した。

表10.17-11 進出企業（製造業）の業種，エネルギー消費量

業種	エネルギー消費量 原単位	敷地面積 (ha)	エネルギー消費量
	[原油換算] (kL/ha・年)		[原油換算] (kL・年)
石油製品・ 石炭製品製造業	4,794.1	約 17.5	83,896.8

出典：「2020年工業統計表 産業別統計表データ」（令和3年8月，経済産業省）
 「令和2年度 エネルギー消費統計調査」（令和4年3月，経済産業省資源エネルギー庁）

(6) 予測結果

ア. 施設の稼働

施設の稼働に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を表 10.17-14 に示す。対策実施前が年間 252,968t-CO₂，対策実施後が年間 228,936t-CO₂，二酸化炭素削減率 9.5%と予測する。

表10.17-14 存在・供用（施設の稼働）に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の予測結果

業種	エネルギー消費量	二酸化炭素 排出係数 (t-CO ₂ /kL)	二酸化炭素 排出量 (対策実施前) (t-CO ₂ /年)	対策実施による 二酸化炭素 削減量 (t-CO ₂ /年)	二酸化炭素 排出量 (対策実施後) (t-CO ₂ /年)
	[原油換算] (kL・年)				
石油製品・ 石炭製品製造業	83,896.8	2.62	219,810	20,882	198,928
二酸化炭素削減率		-	-	9.5%	-

【変更後の内容】

(5) 予測条件

ア. 施設の稼働

進出企業のエネルギー消費量等を表 10.17-11 に示す。

なお、本事業においては、**製造業**、**物流業**の立地を想定していることから、エネルギー消費量が最も多くなる**製造業**を選定した。

表10.17-11 進出企業（製造業）のエネルギー消費量等

業種	エネルギー消費量 原単位	敷地面積 (ha)	エネルギー消費量
	[原油換算] (kL/ha・年)		[原油換算] (kL・年)
製造業	1,370.3	約 17.5	23,980.3

出典：「2020年工業統計表 産業別統計表データ」（令和3年8月，経済産業省）
「令和2年度 エネルギー消費統計調査」（令和4年3月，経済産業省資源エネルギー庁）

(6) 予測結果

ア. 施設の稼働

施設の稼働に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を表 10.17-14 に示す。対策実施前が年間 62,828t-CO₂，対策実施後が年間 56,859t-CO₂，二酸化炭素削減率 9.5%と予測する。

表10.17-14 存在・供用（施設の稼働）に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の予測結果

業種	エネルギー消費量	二酸化炭素 排出係数	二酸化炭素 排出量 (対策実施前)	対策実施による 二酸化炭素 削減量	二酸化炭素 排出量 (対策実施後)
	[原油換算] (kL・年)	(t-CO ₂ /kL)	(t-CO ₂ /年)	(t-CO ₂ /年)	(t-CO ₂ /年)
製造業	23,980.3	2.62	62,828	5,969	56,859
二酸化炭素削減率		-	-	9.5%	-

※【準備書の内容】の下線部及び【変更後の内容】の赤字が変更箇所である。

【変更理由】

知事意見に基づき、存在・供用（施設の稼働）に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）排出量について、実際に立地が想定される製造業全般の発生原単位を用いて再予測を行った。

別紙8 「第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 10.17 温室効果ガス等

10.17.2 評価 2) 存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）における温室効果ガス等の影響」

【準備書の内容】

2) 存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）における温室効果ガス等の影響

(1) 評価の方法

ア. 回避・低減に係る評価

存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）における温室効果ガス等の影響が，事業者により実行可能な範囲内で回避，低減されているかどうかを判断する。

イ. 基準や目標との整合性に係る評価

予測結果について，以下の基準等と整合が図られているかを判断する。

表 10.17-19 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い，整合が図られているかを判断する。

表10. 17-19(1) 整合を図るべき基準や目標

項目	整合を図るべき基準や目標
<p>地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年10月9日 法律第117号)</p>	<p>①事業者の責務 第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。</p> <p>②事業活動に伴う排出抑制等 第二十条の五 事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。</p>
<p>当面の地球温暖化対策に関する方針 (平成25年3月15日 首相官邸地球温暖化対策推進本部決定)</p>	<p>①新たな地球温暖化対策計画の策定までの間の取組方針 地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図ることとする。</p>
<p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和56年6月22日 法律第49号)</p>	<p>・事業者が遵守すべきエネルギーの合理化に関する判断基準を明示。 ・特定事業者・特定連鎖化事業者^{*1}、特定輸送事業者^{*2}、特定荷主^{*3}に対して、エネルギー使用合理化の中長期計画書、定期報告書の作成・提出等を義務付け。</p> <p><特定事業者・特定連鎖化事業者の目標></p> <p>◆中長期的に見て年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減</p> <p>・第1種特定建築物（延床面積2,000㎡以上）に対して、新築・増築・大規模修繕等の際に省エネ措置の届出を義務付け。</p> <p>・第2種特定建築物（延床面積300㎡以上）に対して、新築・増改築の際に省エネ措置の届出を義務付け。</p> <p>※1：事業者単位で合算して、エネルギー使用量が原油換算で1,500kL/年以上の事業者。特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定める条件に該当するフランチャイズチェーン事業等の事業者（本部）</p> <p>※2：保有する輸送能力が一定規模以上（鉄道300両、トラック200台、バス200台、タクシー350台など）の事業者</p> <p>※3：自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる事業者のうち、年度間の自らの貨物の輸送量が合計3,000万キロトン以上である事業者</p>

表10.17-19(2) 整合を図るべき基準や目標

項目	整合を図るべき基準や目標
<p>埼玉県地球温暖化対策推進条例 (平成21年3月31日 埼玉県条例第9号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス多量排出事業者 ((1)事業者単位で合算して、エネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上, (2)大規模小売店舗のうち店舗面積が1万㎡以上) に対して, 地球温暖化対策計画及び地球温暖化対策実施状況報告書の作成・提出等を義務付け。 ・ 2,000㎡以上の新築・増築・改築に係る建築主に対して, 特定建築環境配慮計画の作成・提出等を義務付け。 ・ 30 台以上の自動車を使用する事業者に対して, 自動車地球温暖化対策計画の作成・提出等を義務付け。 ・ 大規模荷主^{※1}, 大規模集客施設事業者^{※2}, 自動車通勤者が多数の事業者^{※3} に対して, 自動車地球温暖化対策実施方針の作成を義務付け。 ※1: 従業員が300 人以上の事業所を有する製造業等の事業者のうち, (1) 反復継続して貨物の運送を委託する事業者, (1)の委託により運送される貨物を受領する事業者 ※2: 1万㎡ 以上の劇場, 映画館等の集客施設を所有し, 又は運営する事業者 ※3: 従業員が300 人以上の事業所であって, 50%以上の従業員が自家用自動車通勤しているものを有する事業者 ・ 特定電気機器等 (エアコン, テレビ, 冷蔵庫) のいずれかを5台以上陳列販売する者に対して, 省エネラベルの表示及び省エネルギー性能等の説明を義務付け。
<p>埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針 (平成22年3月, 埼玉県)</p>	<p>事業者が講ずるよう努めなければならない措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業活動における温室効果ガスの排出の抑制に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス排出量の把握 ・ 温室効果ガス排出量の削減に係る目標の設定 ・ 省エネルギー対策の実施 ・ 排出係数の小さい燃料等を使用した設備への更新 ・ 建物の断熱強化 ・ 対策の計画的な実施と継続的な改善 ・ その他必要な措置 ②事業活動における再生可能エネルギーの利用に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入や他者からの再生可能エネルギーの取得についての検討 ・ 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入 ・ 他者からの再生可能エネルギーの取得 ・ 再生可能エネルギーの導入に関する情報の収集 ③その他事業活動における地球温暖化対策に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織体制の整備 ・ 他の事業者が実施する地球温暖化対策への協力
<p>埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期) (令和2年3月, 埼玉県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①温室効果ガスの削減目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2030 年における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013 年比26%削減する (削減目標の内訳: 産業部門26%, 業務その他部門27%, 運輸部門30%)

(2) 評価の結果

ア. 回避・低減に係る評価

予測の結果、存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）による温室効果ガスの排出が考えられる。定量的に予測可能な環境保全措置による温室効果ガス排出量の削減率は施設の稼働 9.5%，自動車交通の発生 10.0%であるが，表 10.17-20 に示す環境保全措置を講ずることで，更に排出量の削減に努める。

このことから，存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）による温室効果ガス等の排出による影響は，実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。

表 10.17-20 存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減
実施主体	事業者	事業者
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し，各種法令，ガイドライン等に基づき適正に対策を施し，温室効果ガスの削減に努めるよう指導する（施設建設時の省エネルギー率 9.5%）。 ・計画地内に緑地を配置するとともに，進出企業においても積極的な緑化を促し，二酸化炭素の吸収に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連車両の走行時には，交通法規の遵守と不必要な空ぶかしは行わないよう，進出企業に指導する。 ・関連車両のアイドリングストップを徹底するよう，進出企業に指導する（目標燃料使用量 10%削減）。
実施時期	事業計画立案時	事業計画立案時
効果	温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。	温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。
効果の不確実性	なし	なし
他の環境への影響	なし	大気質，騒音，振動等の影響が緩和される。

イ. 基準や目標との整合性に係る評価

存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）における温室効果ガスの排出量の合計及び削減の程度を表 10.17-21 に示す。対策実施前が年間 234,014t-CO₂，対策実施後が年間 211,711t-CO₂，削減量は年間 22,303t-CO₂ となり，削減率は 9.5%と予測する。

予測可能な範囲内での環境保全措置による定量的な温室効果ガス排出量の削減率は施設の稼働 9.5%，自動車交通の発生 10.0%であり，整合を図るべき基準等とした「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）」（令和 2 年 3 月）に掲げる令和 12 年度までに平成 25 年度比で 26%削減には届かないものの，表 10.17-20 に示したとおり，進出企業に対し，設定した削減目標を達成するための取り組みを推進するよう要請する等，定性的な環境保全措置を講ずることにより，「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守できると考える。

したがって，存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の影響については，基準や目標との整合が図られているものと評価する。

表10.17-21 存在・供用時における温室効果ガス排出量（二酸化炭素）及び削減の程度

予測項目	二酸化炭素排出量 (対策実施前)	二酸化炭素排出量 (対策実施後)	対策実施による 二酸化炭素削減量	削減率
	(t-CO ₂ /年)	(t-CO ₂ /年)	(t-CO ₂ /年)	(%)
施設の稼働による 温室効果ガス等の影響	<u>219,810</u>	<u>198,928</u>	<u>20,882</u>	9.5
自動車交通の発生による 温室効果ガス等の影響	14,204	12,783	1,421	10.0
合計	<u>234,014</u>	<u>211,711</u>	<u>22,303</u>	<u>9.5</u>

【変更後の内容】

2) 存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）における温室効果ガス等の影響

(1) 評価の方法

ア. 回避・低減に係る評価

存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）における温室効果ガス等の影響が，事業者により実行可能な範囲内で回避，低減されているかどうかを判断する。

イ. 基準や目標との整合性に係る評価

予測結果について，以下の基準等と整合が図られているかを判断する。

表 10.17-19 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い，整合が図られているかを判断する。

表10.17-19(1) 整合を図るべき基準や目標

項目	整合を図るべき基準や目標
地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年10月9日 法律第117号)	<p>①事業者の責務 第五条 事業者は，その事業活動に関し，温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに，国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。</p> <p>②事業活動に伴う排出削減等 第二十三条 事業者は，事業の用に供する設備について，温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ，温室効果ガスの排出の量の削減等に資するものを選択するとともに，できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。</p>
当面の地球温暖化対策に関する方針 (平成25年3月15日 首相官邸地球温暖化対策推進本部決定)	<p>①新たな地球温暖化対策計画の策定までの間の取組方針 地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み，新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても，地方公共団体，事業者及び国民には，それぞれの取組状況を踏まえ，京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進することを求めることとし，政府は，地方公共団体，事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図ることとする。</p>
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）（令和4年法律第46号による改正）	<p>・事業者が遵守すべきエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換並びに電気の需要の最適化に関する判断基準を明示。 ・特定事業者等^{※1}，特定荷主等^{※2}，特定輸送事業者等^{※3}に対して，エネルギー使用合理化，非化石エネルギーへの転換の中長期計画書，定期報告書の作成・提出等を義務付け。 <特定事業者等の目標> ◆中長期的に見て年平均 1%以上のエネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位の低減 ※1：事業者単位で合算して，エネルギー使用量が原油換算で 1,500kL/年以上の事業者。 ※2：自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる事業者のうち，年度間の自らの貨物の輸送量が合計 3,000 万トンキロ以上である事業者 ※3：保有する輸送能力が一定規模以上（鉄道 300 両，トラック 200 台，バス 200 台，タクシー350 台など）の事業者</p>

表10. 17-19(2) 整合を図るべき基準や目標

項目	整合を図るべき基準や目標
<p>埼玉県地球温暖化対策推進条例 (平成21年3月31日 埼玉県条例第9号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス多量排出事業者 ((1)事業者単位で合算して、エネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上、(2)大規模小売店舗のうち店舗面積が1万㎡以上) に対して、地球温暖化対策計画及び地球温暖化対策実施状況報告書の作成・提出等を義務付け。 ・ 2,000㎡以上の新築・増築・改築に係る建築主に対して、特定建築環境配慮計画の作成・提出等を義務付け。 ・ 30 台以上の自動車を使用する事業者に対して、自動車地球温暖化対策計画の作成・提出等を義務付け。 ・ 大規模荷主^{※1}、大規模集客施設事業者^{※2}、自動車通勤者が多数の事業者^{※3} に対して、自動車地球温暖化対策実施方針の作成を義務付け。 ※1：従業員が300 人以上の事業所を有する製造業等の事業者のうち、(1) 反復継続して貨物の運送を委託する事業者、(1)の委託により運送される貨物を受領する事業者 ※2：1万㎡ 以上の劇場、映画館等の集客施設を所有し、又は運営する事業者 ※3：従業員が300 人以上の事業所であって、50%以上の従業員が自家用自動車通勤しているものを有する事業者 ・ 特定電気機器等（エアコン、テレビ、冷蔵庫）のいずれかを5台以上陳列販売する者に対して、省エネラベルの表示及び省エネルギー性能等の説明を義務付け。
<p>埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針 (平成22年3月, 埼玉県)</p>	<p>事業者が講ずるよう努めなければならない措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業活動における温室効果ガスの排出の抑制に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス排出量の把握 ・ 温室効果ガス排出量の削減に係る目標の設定 ・ 省エネルギー対策の実施 ・ 排出係数の小さい燃料等を使用した設備への更新 ・ 建物の断熱強化 ・ 対策の計画的な実施と継続的な改善 ・ その他必要な措置 ②事業活動における再生可能エネルギーの利用に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入や他者からの再生可能エネルギーの取得についての検討 ・ 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入 ・ 他者からの再生可能エネルギーの取得 ・ 再生可能エネルギーの導入に関する情報の収集 ③その他事業活動における地球温暖化対策に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織体制の整備 ・ 他の事業者が実施する地球温暖化対策への協力
<p>埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版 (令和5年3月, 埼玉県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 温室効果ガスの削減目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和12年度（2030年度）における埼玉県の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比46%削減する。 (削減目標の内訳：産業部門47.8%，業務その他部門55.6%，運輸部門31.6%)
<p>所沢市マチごとエコタウン推進計画 (第3期所沢市環境基本計画) (平成31年3月, 所沢市)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 温室効果ガス削減目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所沢市域における温室効果ガス排出削減の短期目標は、2028年度までに2013年度比で22.9%削減する。

(2) 評価の結果

ア. 回避・低減に係る評価

予測の結果、存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）による温室効果ガスの排出が考えられる。定量的に予測可能な環境保全措置による温室効果ガス排出量の削減率は施設の稼働9.5%，自動車交通の発生10.0%であるが，表10.17-20に示す環境保全措置を講ずることで，更に排出量の削減に努める。

このことから，存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）による温室効果ガス等の排出による影響は，実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。

表10.17-20 存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減
実施主体	事業者	事業者
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し，各種法令，ガイドライン等に基づき，以下に示すような対策を適正に施し，温室効果ガスの削減に努めるよう指導する 1) 施設の建設の際，省エネ型照明や省エネ型設備を積極的に採用する。(省エネルギー率9.5%)。 2) 二酸化炭素の削減ポテンシャル診断等を通じて，事業者が取り組む温室効果ガスの削減対策を効果的に推進する。 3) 住宅・事務所の低炭素化（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル，低炭素建築物など）を推進する。 4) 省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などの「賢い選択」を促す“COOL CHOICE 運動”（クールビズやウォームビズ，ライトダウンキャンペーン等）を推進する。 5) 電気の供給，建築物の設計や改修等においては，温室効果ガスの排出削減に配慮した契約を進める。 6) 太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーを利用した創エネ機器の導入を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に緑地を配置するとともに，進出企業においても積極的な緑化を促し，二酸化炭素の吸収に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連車両の走行時には，交通法規の遵守と不必要な空ぶかしは行わないよう，進出企業に指導する。 ・関連車両のアイドリングストップを徹底するよう，進出企業に指導する（目標燃料使用量10%削減）。
実施時期	事業計画立案時	事業計画立案時
効果	温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。	温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。
効果の不確実性	なし	なし
他の環境への影響	なし	大気質，騒音，振動等の影響が緩和される。

イ. 基準や目標との整合性に係る評価

存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）における温室効果ガスの排出量の合計及び削減の程度を表 10.17-21 に示す。対策実施前が年間 77,032t-CO₂，対策実施後が年間 69,642t-CO₂，削減量は年間 7,390t-CO₂ となり，削減率は 9.6%と予測する。

予測可能な範囲内での環境保全措置による定量的な温室効果ガス排出量の削減率は施設の稼働 9.5%，自動車交通の発生 10.0%であり，整合を図るべき基準等とした「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」（平成31年3月，所沢市）に掲げる短期目標 22.9%削減には届かないものの，表 10.17-20 に示したとおり，進出企業に対し，設定した削減目標を達成するための取り組みを推進するよう要請する等，定性的な環境保全措置を講ずることにより，事業者の責務を遵守できると考える。

したがって，存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の影響については，基準や目標との整合が図られているものと評価する。

表10.17-21 存在・供用時における温室効果ガス排出量（二酸化炭素）及び削減の程度

予測項目	二酸化炭素排出量 (対策実施前)	二酸化炭素排出量 (対策実施後)	対策実施による 二酸化炭素削減量	削減率 (%)
	(t-CO ₂ /年)	(t-CO ₂ /年)	(t-CO ₂ /年)	
施設の稼働による 温室効果ガス等の影響	62,828	56,859	5,969	9.5
自動車交通の発生による 温室効果ガス等の影響	14,204	12,783	1,421	10.0
合計	77,032	69,642	7,390	9.6

※【準備書の内容】の下線部及び【変更後の内容】の赤字が変更箇所である。

【変更理由】

知事意見に基づき，存在・供用（施設の稼働）に対する環境保全措置として，進出企業に対する対策の例示を記載した。

別紙9 「第12章 都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価 景観」

【準備書の内容】

表12.1-1 (27) 環境影響評価の概要

予測結果・評価の概要																																			
景観	<p>1) 存在・供用（造成地の存在，施設の存在）による景観資源及び眺望景観への影響</p> <p>(1) 回避・低減に係る評価</p> <p>予測の結果，存在・供用（造成地の存在，施設の存在）に伴う景観資源への影響については，計画地内に分布する茶畑については消滅するものの，計画地周辺に広く分布するものについては残存されるほか，林神社及びその社寺林，不老川及び谷川沿いの緑についても残存される。また，以下に示したとおり，公園や緑地の整備等の環境保全措置を講じることで，修景が図られる。</p> <p>また眺望景観への影響については，<u>都市近郊にあって住宅等が多く立地することから，計画地から離れた眺望点では，計画地の計画建物が視野に占める割合は小さく，また住宅等の人口構造物に溶け込み大きな違和感はないと予測された。</u>一方計画地に隣接する眺望点では，<u>現況から変化し新たな工業団地の景観が形成されると予測された。</u>この場合も，以下に示したとおり，公園や緑地の整備等の環境保全措置を講じることで，修景や遮蔽効果が期待され，現況の周辺に見られる<u>緑の多い住宅地と調和のとれた景観が形成される。</u></p> <p>このことから，存在・供用（造成地の存在，施設の存在）による景観資源及び眺望景観への影響は，実施可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p>																																		
	<p style="text-align: center;">存在・供用（造成地の存在，施設の存在）による影響に対する環境保全措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>保全措置の種類</th> <th>低減</th> <th>低減</th> <th>低減</th> <th>低減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>計画地の景観のポイントとなる林神社に隣接して公園を配置する。</td> <td>稲荷神社の参道方向を意識し，背後に調整池を配置する。</td> <td>住宅地が隣接する東側敷地境界に緩衝緑地を配置する。</td> <td>進出企業に対して緑化を図るよう要請する。</td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>事業計画立案時</td> <td>事業計画立案時</td> <td>事業計画立案時</td> <td>事業計画立案時（各進出企業）</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>林神社を中心に連続性のある緑景観が創出される。</td> <td>計画建物との距離を確保することで圧迫感が軽減される。</td> <td>計画地全体の遮蔽効果が期待され，また緑による集計が図られる。</td> <td>計画建物に対する遮蔽効果や緑の多い景観形成が図られる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	保全措置の種類	低減	低減	低減	低減	実施主体	事業者	事業者	事業者	事業者	実施内容	計画地の景観のポイントとなる林神社に隣接して公園を配置する。	稲荷神社の参道方向を意識し，背後に調整池を配置する。	住宅地が隣接する東側敷地境界に緩衝緑地を配置する。	進出企業に対して緑化を図るよう要請する。	実施時期	事業計画立案時	事業計画立案時	事業計画立案時	事業計画立案時（各進出企業）	効果	林神社を中心に連続性のある緑景観が創出される。	計画建物との距離を確保することで圧迫感が軽減される。	計画地全体の遮蔽効果が期待され，また緑による集計が図られる。	計画建物に対する遮蔽効果や緑の多い景観形成が図られる。	効果の不確実性	なし	なし	なし	なし	他の環境への影響	なし	なし	なし
保全措置の種類	低減	低減	低減	低減																															
実施主体	事業者	事業者	事業者	事業者																															
実施内容	計画地の景観のポイントとなる林神社に隣接して公園を配置する。	稲荷神社の参道方向を意識し，背後に調整池を配置する。	住宅地が隣接する東側敷地境界に緩衝緑地を配置する。	進出企業に対して緑化を図るよう要請する。																															
実施時期	事業計画立案時	事業計画立案時	事業計画立案時	事業計画立案時（各進出企業）																															
効果	林神社を中心に連続性のある緑景観が創出される。	計画建物との距離を確保することで圧迫感が軽減される。	計画地全体の遮蔽効果が期待され，また緑による集計が図られる。	計画建物に対する遮蔽効果や緑の多い景観形成が図られる。																															
効果の不確実性	なし	なし	なし	なし																															
他の環境への影響	なし	なし	なし	なし																															
	<p>(2) 基準や目標との整合性に係る評価</p> <p>存在・供用（造成地の存在，施設の存在）に伴う景観資源への影響については，計画地内に分布する茶畑については消滅するものの，計画地周辺に広く分布するものについては残存されるほか，林神社及びその社寺林，不老川及び谷川沿いの緑についても残存される。さらに，公園や緑地の整備により修景を図ることで，緑・景観資源の保全に努めている。</p> <p>また，眺望景観への影響については，特に<u>現況との変化が比較的大きい計画地に隣接する眺望点に対して，前景に調整池を配置し建屋からの距離を保つことで圧迫感を軽減し，公園や緑地の整備等により現況の周辺に見られる緑の多い住宅地と調和のとれた景観の形成に努めている。</u></p> <p>したがって，存在・供用（造成地の存在，施設の供用）による景観資源及び眺望景観への影響は，基準や目標との整合が図られているものと評価する。</p>																																		

【変更後の内容】

表12.1-1 (27) 環境影響評価の概要

予測結果・評価の概要						
景観	1) 存在・供用（造成地の存在，施設の存在）による景観資源及び眺望景観への影響					
	(1) 回避・低減に係る評価					
	<p>予測の結果，存在・供用（造成地の存在，施設の存在）に伴う景観資源への影響については，計画地内に分布する茶畑については消滅するものの，計画地周辺に広く分布するものについては残存されるほか，林神社及びその社寺林については境内の緑地及び参道を保全するとともに，不老川及び谷川沿いの緑についても残存される。また，以下に示したとおり，公園や緑地の整備等の環境保全措置を講じることで，修景が図られる。</p> <p>また，眺望景観への影響については，計画地から離れた眺望点では，計画地の計画建物が視野に占める割合は小さいことから，景観への影響は小さいと予測する。一方，計画地に隣接する眺望点では，前面に計画建物が視認され，眺望の変化が大きいと予測する。これにより新たな工業団地の景観が形成されるが，以下に示したとおり，公園や緑地の整備等の環境保全措置を講じることで，修景や遮蔽効果が期待され，現況の周辺に見られる住宅地と調和のとれた景観が形成される。</p> <p>このことから，存在・供用（造成地の存在，施設の存在）による景観資源及び眺望景観への影響は，実施可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p>					
	存在・供用（造成地の存在，施設の存在）による影響に対する環境保全措置					
	保全措置の種類	低減	低減	低減	低減	低減
	実施主体	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者
	実施内容	計画地の景観のポイントとなる林神社に隣接して公園を配置する。	稲荷神社の参道方向を意識し，背後に調整池を配置する。	住宅地が隣接する東側敷地境界に緩衝緑地を配置する。	進出企業に対して緑化を図るよう要請する。	進出企業に対して計画建物のデザインや色彩を「埼玉県景観計画」及び「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」の基準を遵守するよう要請する。
	実施時期	事業計画立案時	事業計画立案時	事業計画立案時	事業計画立案時（各進出企業）	事業計画立案時（各進出企業）
	効果	林神社を中心に連続性のある緑景観が創出される。	計画建物との距離を確保することで圧迫感が軽減される。	計画地全体の遮蔽効果が期待され，また緑による修景が図られる。	計画建物に対する遮蔽効果や緑の多い景観形成が図られる。	計画建物が周辺環境に配慮した色彩等となり，地域と調和した景観形成が図られる。
	効果の不確実性	なし	なし	なし	なし	なし
他の環境への影響	なし	なし	なし	なし	なし	
(2) 基準や目標との整合性に係る評価						
<p>存在・供用（造成地の存在，施設の存在）に伴う景観資源への影響については，計画地内に分布する茶畑については消滅するものの，計画地周辺に広く分布するものについては残存されるほか，林神社及びその社寺林については境内の緑地及び参道を保全するとともに，不老川及び谷川沿いの緑についても残存される。さらに，公園や緑地の整備により修景を図ることで，緑・景観資源の保全に努めている。</p> <p>また，眺望景観への影響については，特に眺望の変化が大きいと予測した計画地に隣接する眺望点に対して，前面に緩衝緑地等を配置し計画建物からの距離を保つことで圧迫感を軽減するとともに，公園や緑地の整備等により現況の周辺に見られる住宅地と調和のとれた景観の形成に努めている。</p> <p>したがって，存在・供用（造成地の存在，施設の供用）による景観資源及び眺望景観への影響は，基準や目標との整合が図られているものと評価する。</p>						

※【準備書の内容】の下線部及び【変更後の内容】の赤字が変更箇所である。

【変更理由】

別紙 1, 2 に記載した予測結果, 評価, 環境保全措置の内容を反映した。

【準備書の内容】

表12.1-1 (32) 環境影響評価の概要

予測結果・評価の概要																																																		
廃棄物等	<p>1) 工事(造成等の工事)による影響(廃棄物, 残土)</p> <p>(1) 回避・低減に係る評価</p> <p>予測の結果, 工事(造成等の工事)による廃棄物・残土により, 周辺環境への影響が考えられるが, 以下に示した環境保全措置を講ずることで, 発生源対策に努めていく。</p> <p>このことから, 工事(造成等の工事)による廃棄物・残土の影響は, 実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p> <p>なお, 林運動場の廃棄物対策工事により発生する廃棄物の計画地外搬出処理に関する環境保全措置は, 「土壌」に示すとおりである。</p> <p style="text-align: center;">工事(造成等の工事)の影響に対する環境保全措置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>保全措置の種類</th> <th>低減</th> <th>低減</th> <th>低減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>伐採樹木は, チップ化再利用に努める。</td> <td>建築工事に伴い発生する廃棄物は, 進出企業に対し, 排出抑制, 分別, リサイクルの推進等, 廃棄物の適正処理に努めるよう, 進出企業に要請する。</td> <td>建築工事に伴い発生する残土は, 再利用等適正処理に努める。</td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>工事中</td> <td>工事中</td> <td>工事中</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>再生利用の促進が図られる。</td> <td>発生抑制, 再生利用等の促進が図られる。</td> <td>発生抑制, 再生利用等の促進が図られる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>温室効果ガス等への影響が緩和される。</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 基準や目標との整合性に係る評価</p> <p>進出企業の建設工事に伴う廃棄物の総排出量は4,350.1tで, 全体の再資源化率は38.7%と予測した。また, 廃棄物削減の観点から, 造成工事に伴う廃棄物は分別を徹底し, 再資源化及び再利用等の促進を図るとともに, 再利用できないものは専門業者に委託し, 適切に処理する。残土は, 再利用等の促進を図るよう努める。</p> <p>したがって, 整合を図るべき基準と整合が図られていると評価する。</p> <p>2) 存在・供用(施設の稼働)による影響(廃棄物, 雨水及び処理水)</p> <p>(1) 回避・低減に係る評価</p> <p>予測の結果, 存在・供用(施設の稼働)による廃棄物・雨水及び処理水により, 周辺環境への影響が考えられるが, 以下に示した環境保全措置を講ずることで, 発生源対策に努めていく。</p> <p>このことから, 存在・供用(施設の稼働)による廃棄物・雨水及び処理水の影響は, 実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">存在・供用(施設の稼働)による影響に対する環境保全措置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>保全措置の種類</th> <th>低減</th> <th>低減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>廃棄物は, 進出企業に対し, 排出抑制, 分別, リサイクルの推進等, 廃棄物の適正処理に努めるよう, 進出企業に要請する。</td> <td>進出企業に対し, 雨水の有効利用に積極的に取り組むよう要請する。 雨水排水は, 雨水排水処理施設として, 「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を要する調整池を計画地内に設置し, ポンプアップにより雨水流出量の抑制を図り, 谷川に放流する。</td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>供用時</td> <td>供用時</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>発生抑制, 再生利用等の促進が図られる。</td> <td>発生抑制, 再生利用等の促進が図られる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	保全措置の種類	低減	低減	低減	実施主体	事業者	事業者	事業者	実施内容	伐採樹木は, チップ化再利用に努める。	建築工事に伴い発生する廃棄物は, 進出企業に対し, 排出抑制, 分別, リサイクルの推進等, 廃棄物の適正処理に努めるよう, 進出企業に要請する。	建築工事に伴い発生する残土は, 再利用等適正処理に努める。	実施時期	工事中	工事中	工事中	効果	再生利用の促進が図られる。	発生抑制, 再生利用等の促進が図られる。	発生抑制, 再生利用等の促進が図られる。	効果の不確実性	なし	なし	なし	他の環境への影響	温室効果ガス等への影響が緩和される。	なし	なし	保全措置の種類	低減	低減	実施主体	事業者	事業者	実施内容	廃棄物は, 進出企業に対し, 排出抑制, 分別, リサイクルの推進等, 廃棄物の適正処理に努めるよう, 進出企業に要請する。	進出企業に対し, 雨水の有効利用に積極的に取り組むよう要請する。 雨水排水は, 雨水排水処理施設として, 「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を要する調整池を計画地内に設置し, ポンプアップにより雨水流出量の抑制を図り, 谷川に放流する。	実施時期	供用時	供用時	効果	発生抑制, 再生利用等の促進が図られる。	発生抑制, 再生利用等の促進が図られる。	効果の不確実性	なし	なし	他の環境への影響	なし	なし
	保全措置の種類	低減	低減	低減																																														
	実施主体	事業者	事業者	事業者																																														
	実施内容	伐採樹木は, チップ化再利用に努める。	建築工事に伴い発生する廃棄物は, 進出企業に対し, 排出抑制, 分別, リサイクルの推進等, 廃棄物の適正処理に努めるよう, 進出企業に要請する。	建築工事に伴い発生する残土は, 再利用等適正処理に努める。																																														
	実施時期	工事中	工事中	工事中																																														
	効果	再生利用の促進が図られる。	発生抑制, 再生利用等の促進が図られる。	発生抑制, 再生利用等の促進が図られる。																																														
	効果の不確実性	なし	なし	なし																																														
	他の環境への影響	温室効果ガス等への影響が緩和される。	なし	なし																																														
	保全措置の種類	低減	低減																																															
	実施主体	事業者	事業者																																															
実施内容	廃棄物は, 進出企業に対し, 排出抑制, 分別, リサイクルの推進等, 廃棄物の適正処理に努めるよう, 進出企業に要請する。	進出企業に対し, 雨水の有効利用に積極的に取り組むよう要請する。 雨水排水は, 雨水排水処理施設として, 「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を要する調整池を計画地内に設置し, ポンプアップにより雨水流出量の抑制を図り, 谷川に放流する。																																																
実施時期	供用時	供用時																																																
効果	発生抑制, 再生利用等の促進が図られる。	発生抑制, 再生利用等の促進が図られる。																																																
効果の不確実性	なし	なし																																																
他の環境への影響	なし	なし																																																

表 12.1-1 (33) 環境影響評価の概要

予測結果・評価の概要	
廃棄物等	<p>(2) 基準や目標との整合性に係る評価</p> <p>存在・供用（施設の稼働）に伴う廃棄物の総排出量は108,466 t で、再生利用率は11%と予測した。また、廃棄物量削減の観点から、存在・供用（施設の稼働）に伴う廃棄物は進出企業に対し、排出抑制、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理するよう指導する。</p> <p>また、進出企業に対し、雨水の有効利用に積極的に取り組むよう要請するとともに、雨水排水は調整池を計画地内に設置し、ポンプアップにより雨水流出量の抑制を図り、谷川に放流する。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準と整合が図られているものと評価する。</p>

表12.1-1 (32) 環境影響評価の概要

予測結果・評価の概要				
廃棄物等	1) 工事(造成等の工事)による影響(廃棄物, 残土)			
	(1) 回避・低減に係る評価			
	<p>予測の結果, 工事(造成等の工事)による廃棄物・残土により, 周辺環境への影響が考えられるが, 以下に示した環境保全措置を講ずることで, 発生源対策に努めていく。</p> <p>このことから, 工事(造成等の工事)による廃棄物・残土の影響は, 実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p> <p>なお, 林運動場の廃棄物対策工事により発生する廃棄物の計画地外搬出処理に関する環境保全措置は, 「土壌」に示すとおりである。</p>			
	工事(造成等の工事)の影響に対する環境保全措置			
	保全措置の種類	低減	低減	低減
	実施主体	事業者	事業者	事業者
	実施内容	伐採樹木は, チップ化再利用に努める。	建築工事に伴い発生する廃棄物は, 進出企業に対し, 排出抑制, 分別, リサイクルの推進等, 廃棄物の適正処理に努めるよう, 進出企業に要請する。	建築工事に伴い発生する残土は, 再利用等適正処理に努める。
	実施時期	工事中	工事中	工事中
	効果	再生利用の促進が図られる。	発生抑制, 再生利用等の促進が図られる。	発生抑制, 再生利用等の促進が図られる。
	効果の不確実性	なし	なし	なし
他の環境への影響	温室効果ガス等への影響が緩和される。	なし	なし	
(2) 基準や目標との整合性に係る評価				
<p>進出企業の建設工事に伴う廃棄物の総排出量は12,983.9tで, 全体の再資源化率は91.2%と予測した。また, 廃棄物削減の観点から, 造成工事に伴う廃棄物は分別を徹底し, 再資源化及び再利用等の促進を図るとともに, 再利用できないものは専門業者に委託し, 適切に処理する。</p> <p>残土は, 再利用等の促進を図るよう努める。</p> <p>したがって, 整合を図るべき基準と整合が図られていると評価する。</p>				
2) 存在・供用(施設の稼働)による影響(廃棄物, 雨水及び処理水)				
(1) 回避・低減に係る評価				
<p>予測の結果, 存在・供用(施設の稼働)による廃棄物・雨水及び処理水により, 周辺環境への影響が考えられるが, 以下に示した環境保全措置を講ずることで, 発生源対策に努めていく。</p> <p>このことから, 存在・供用(施設の稼働)による廃棄物・雨水及び処理水の影響は, 実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p>				
存在・供用(施設の稼働)による影響に対する環境保全措置				
保全措置の種類	低減	低減		
実施主体	事業者	事業者		
実施内容	廃棄物は, 進出企業に対し, 排出抑制, 分別, リサイクルの推進等, 廃棄物の適正処理に努めるよう, 進出企業に要請する。	進出企業に対し, 雨水の有効利用に積極的に取り組むよう要請する。 雨水排水は, 雨水排水処理施設として, 「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を要する調整池を計画地内に設置し, ポンプアップにより雨水流出量の抑制を図り, 谷川に放流する。		
実施時期	供用時	供用時		
効果	発生抑制, 再生利用等の促進が図られる。	発生抑制, 再生利用等の促進が図られる。		
効果の不確実性	なし	なし		
他の環境への影響	なし	なし		

表 12.1-1 (33) 環境影響評価の概要

予測結果・評価の概要	
廃棄物等	<p>(2) 基準や目標との整合性に係る評価</p> <p>存在・供用（施設の稼働）に伴う産業廃棄物の総排出量は17,917 tで、再生利用率は32%と予測した。また、事業系一般廃棄物の総排出量は5,423kg/日と予測した。</p> <p>廃棄物量削減の観点から、存在・供用（施設の稼働）に伴う廃棄物は進出企業に対し、排出抑制、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理するよう指導する。</p> <p>また、進出企業に対し、雨水の有効利用に積極的に取り組むよう要請するとともに、雨水排水は調整池を計画地内に設置し、ポンプアップにより雨水流出量の抑制を図り、谷川に放流する。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準と整合が図られているものと評価する。</p>

※【準備書の内容】の下線部及び【変更後の内容】の赤字が変更箇所である。

【変更理由】

別紙 3～6 に記載した予測結果、評価の内容を反映した。

【準備書の内容】

表 12.1-1 (35) 環境影響評価の概要

予測結果・評価の概要																									
温室効果ガス等	<p>2) 存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）における温室効果ガス等の影響</p> <p>(1) 回避・低減に係る評価</p> <p>予測の結果，存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）による温室効果ガスの排出が考えられる。定量的に予測可能な環境保全措置による温室効果ガス排出量の削減率は施設の稼働 9.5%，自動車交通の発生 10.0% であるが，以下に示す環境保全措置を講ずることで，更に排出量の削減に努める。</p> <p>このことから，存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）による温室効果ガス等の排出による影響は，実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）に対する環境保全措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">保全措置の種類</th> <th style="width: 45%;">低減</th> <th style="width: 40%;">低減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し，各種法令，ガイドライン等に基づき適正に対策を施し，温室効果ガスの削減に努めるよう指導する（施設建設時の省エネルギー率 9.5%）。 ・計画地内に緑地を配置するとともに，進出企業においても積極的な緑化を促し，二酸化炭素の吸収に努める。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・関連車両の走行時には，交通法規の遵守と不必要な空ぶかしは行わないよう，進出企業に指導する。 ・関連車両のアイドリングストップを徹底するよう，進出企業に指導する（目標燃料使用量 10% 削減）。 </td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>事業計画立案時</td> <td>事業計画立案時</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。</td> <td>温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> <td>大気質，騒音，振動等の影響が緩和される。</td> </tr> </tbody> </table>	保全措置の種類	低減	低減	実施主体	事業者	事業者	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し，各種法令，ガイドライン等に基づき適正に対策を施し，温室効果ガスの削減に努めるよう指導する（施設建設時の省エネルギー率 9.5%）。 ・計画地内に緑地を配置するとともに，進出企業においても積極的な緑化を促し，二酸化炭素の吸収に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連車両の走行時には，交通法規の遵守と不必要な空ぶかしは行わないよう，進出企業に指導する。 ・関連車両のアイドリングストップを徹底するよう，進出企業に指導する（目標燃料使用量 10% 削減）。 	実施時期	事業計画立案時	事業計画立案時	効果	温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。	温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。	効果の不確実性	なし	なし	他の環境への影響	なし	大気質，騒音，振動等の影響が緩和される。			
	保全措置の種類	低減	低減																						
	実施主体	事業者	事業者																						
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し，各種法令，ガイドライン等に基づき適正に対策を施し，温室効果ガスの削減に努めるよう指導する（施設建設時の省エネルギー率 9.5%）。 ・計画地内に緑地を配置するとともに，進出企業においても積極的な緑化を促し，二酸化炭素の吸収に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連車両の走行時には，交通法規の遵守と不必要な空ぶかしは行わないよう，進出企業に指導する。 ・関連車両のアイドリングストップを徹底するよう，進出企業に指導する（目標燃料使用量 10% 削減）。 																						
	実施時期	事業計画立案時	事業計画立案時																						
	効果	温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。	温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。																						
	効果の不確実性	なし	なし																						
	他の環境への影響	なし	大気質，騒音，振動等の影響が緩和される。																						
	<p>(2) 基準や目標との整合性に係る評価</p> <p>存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）における温室効果ガスの排出量の合計及び削減の程度を以下に示す。対策実施前が年間 234,014t-CO₂，対策実施後が年間 211,711t-CO₂，削減量は年間 22,303t-CO₂ となり，削減率は 9.5% と予測する。</p> <p>予測可能な範囲内での環境保全措置による定量的な温室効果ガス排出量の削減率は施設の稼働 9.5%，自動車交通の発生 10.0% であり，整合を図るべき基準等とした「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）」（令和 2 年 3 月）に掲げる令和 12 年度までに平成 25 年度比で 26% 削減には届かないものの，上記に示したとおり，進出企業に対し，設定した削減目標を達成するための取り組みを推進するよう要請する等，定性的な環境保全措置を講ずることにより，「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守できると考える。</p> <p>したがって，存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の影響については，基準や目標との整合が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）時における 温室効果ガス排出量（二酸化炭素）及び削減の程度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測項目</th> <th>二酸化炭素排出量 （対策実施前）</th> <th>二酸化炭素排出量 （対策実施後）</th> <th>対策実施による 二酸化炭素削減量</th> <th>削減率</th> </tr> <tr> <th>（t-CO₂/年）</th> <th>（t-CO₂/年）</th> <th>（t-CO₂/年）</th> <th>（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の稼働による 温室効果ガス等の影響</td> <td>219,810</td> <td>198,928</td> <td>20,882</td> <td>9.5</td> </tr> <tr> <td>自動車交通の発生による 温室効果ガス等の影響</td> <td>14,204</td> <td>12,783</td> <td>1,421</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>234,014</td> <td>211,711</td> <td>22,303</td> <td>9.5</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	二酸化炭素排出量 （対策実施前）	二酸化炭素排出量 （対策実施後）	対策実施による 二酸化炭素削減量	削減率	（t-CO ₂ /年）	（t-CO ₂ /年）	（t-CO ₂ /年）	（%）	施設の稼働による 温室効果ガス等の影響	219,810	198,928	20,882	9.5	自動車交通の発生による 温室効果ガス等の影響	14,204	12,783	1,421	10.0	合計	234,014	211,711	22,303	9.5
	予測項目		二酸化炭素排出量 （対策実施前）	二酸化炭素排出量 （対策実施後）	対策実施による 二酸化炭素削減量	削減率																			
（t-CO ₂ /年）		（t-CO ₂ /年）	（t-CO ₂ /年）	（%）																					
施設の稼働による 温室効果ガス等の影響	219,810	198,928	20,882	9.5																					
自動車交通の発生による 温室効果ガス等の影響	14,204	12,783	1,421	10.0																					
合計	234,014	211,711	22,303	9.5																					

【変更後の内容】

表 12.1-1 (35) 環境影響評価の概要

予測結果・評価の概要										
温室効果ガス等	<p>2) 存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）における温室効果ガス等の影響</p> <p>(1) 回避・低減に係る評価</p> <p>予測の結果，存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）による温室効果ガスの排出が考えられる。定量的に予測可能な環境保全措置による温室効果ガス排出量の削減率は施設の稼働9.5%，自動車交通の発生10.0%であるが，以下に示す環境保全措置を講ずることで，更に排出量の削減に努める。</p> <p>このことから，存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）による温室効果ガス等の排出による影響は，実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。</p> <p style="text-align: center;">存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）に対する環境保全措置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>保全措置の種類</th> <th>低減</th> <th>低減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>事業者</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し，各種法令，ガイドライン等に基づき，以下に示すような対策を適正に実施し，温室効果ガスの削減に努めるよう指導する 1) 施設の建設の際，省エネ型照明や省エネ型設備を積極的に採用する。(省エネルギー率9.5%)。 2) 二酸化炭素の削減ポテンシャル診断等を通じて，事業者が取り組む温室効果ガスの削減対策を効果的に推進する。 3) 住宅・事務所の低炭素化（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル，低炭素建築物など）を推進する。 4) 省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などの「賢い選択」を促す“COOL CHOICE 運動”（クールビズやウォームビズ，ライトダウンキャンペーン等）を推進する。 5) 電気の供給，建築物の設計や改修等においては，温室効果ガスの排出削減に配慮した契約を進める。 6) 太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーを利用した創エネ機器の導入を推進する。 ・計画地内に緑地を配置するとともに，進出企業においても積極的な緑化を促し，二酸化炭素の吸収に努める。 </td></tr></tbody> </table>	保全措置の種類	低減	低減	実施主体	事業者	事業者	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し，各種法令，ガイドライン等に基づき，以下に示すような対策を適正に実施し，温室効果ガスの削減に努めるよう指導する 1) 施設の建設の際，省エネ型照明や省エネ型設備を積極的に採用する。(省エネルギー率9.5%)。 2) 二酸化炭素の削減ポテンシャル診断等を通じて，事業者が取り組む温室効果ガスの削減対策を効果的に推進する。 3) 住宅・事務所の低炭素化（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル，低炭素建築物など）を推進する。 4) 省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などの「賢い選択」を促す“COOL CHOICE 運動”（クールビズやウォームビズ，ライトダウンキャンペーン等）を推進する。 5) 電気の供給，建築物の設計や改修等においては，温室効果ガスの排出削減に配慮した契約を進める。 6) 太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーを利用した創エネ機器の導入を推進する。 ・計画地内に緑地を配置するとともに，進出企業においても積極的な緑化を促し，二酸化炭素の吸収に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・関連車両の走行時には，交通法規の遵守と不必要な空ぶかしは行わないよう，進出企業に指導する。 ・関連車両のアイドリングストップを徹底するよう，進出企業に指導する（目標燃料使用量10%削減）。
	保全措置の種類	低減	低減							
	実施主体	事業者	事業者							
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し，各種法令，ガイドライン等に基づき，以下に示すような対策を適正に実施し，温室効果ガスの削減に努めるよう指導する 1) 施設の建設の際，省エネ型照明や省エネ型設備を積極的に採用する。(省エネルギー率9.5%)。 2) 二酸化炭素の削減ポテンシャル診断等を通じて，事業者が取り組む温室効果ガスの削減対策を効果的に推進する。 3) 住宅・事務所の低炭素化（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル，低炭素建築物など）を推進する。 4) 省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などの「賢い選択」を促す“COOL CHOICE 運動”（クールビズやウォームビズ，ライトダウンキャンペーン等）を推進する。 5) 電気の供給，建築物の設計や改修等においては，温室効果ガスの排出削減に配慮した契約を進める。 6) 太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーを利用した創エネ機器の導入を推進する。 ・計画地内に緑地を配置するとともに，進出企業においても積極的な緑化を促し，二酸化炭素の吸収に努める。								
	実施時期	事業計画立案時	事業計画立案時							
	効果	温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。	温室効果ガスの発生の低減が見込まれる。							
	効果の不確実性	なし	なし							
	他の環境への影響	なし	大気質，騒音，振動等の影響が緩和される。							

表12.1-1 (36) 環境影響評価の概要

予測結果・評価の概要																							
温室効果ガス等	<p>(2) 基準や目標との整合性に係る評価</p> <p>存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）における温室効果ガスの排出量の合計及び削減の程度を以下に示す。対策実施前が年間77,032t-CO₂，対策実施後が年間69,642t-CO₂，削減量は年間7,390t-CO₂となり，削減率は9.6%と予測する。</p> <p>予測可能な範囲内での環境保全措置による定量的な温室効果ガス排出量の削減率は施設の稼働9.5%，自動車交通の発生10.0%であり，整合を図るべき基準等とした「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」（平成31年3月，所沢市）に掲げる短期目標22.9%削減には届かないものの，上記に示したとおり，進出企業に対し，設定した削減目標を達成するための取り組みを推進するよう要請する等，定性的な環境保全措置を講ずることにより，「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守できると考える。</p> <p>したがって，存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の影響については，基準や目標との整合が図られているものと評価する。</p>																						
	<p>存在・供用（施設の稼働，自動車交通の発生）時における 温室効果ガス排出量（二酸化炭素）及び削減の程度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測項目</th> <th>二酸化炭素排出量 (対策実施前)</th> <th>二酸化炭素排出量 (対策実施後)</th> <th>対策実施による 二酸化炭素削減量</th> <th rowspan="2">削減率 (%)</th> </tr> <tr> <th>(t-CO₂/年)</th> <th>(t-CO₂/年)</th> <th>(t-CO₂/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の稼働による 温室効果ガス等の影響</td> <td>62,828</td> <td>56,859</td> <td>5,969</td> <td>9.5</td> </tr> <tr> <td>自動車交通の発生による 温室効果ガス等の影響</td> <td>14,204</td> <td>12,783</td> <td>1,421</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>77,032</td> <td>69,642</td> <td>7,390</td> <td>9.6</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	二酸化炭素排出量 (対策実施前)	二酸化炭素排出量 (対策実施後)	対策実施による 二酸化炭素削減量	削減率 (%)	(t-CO ₂ /年)	(t-CO ₂ /年)	(t-CO ₂ /年)	施設の稼働による 温室効果ガス等の影響	62,828	56,859	5,969	9.5	自動車交通の発生による 温室効果ガス等の影響	14,204	12,783	1,421	10.0	合計	77,032	69,642	7,390
予測項目	二酸化炭素排出量 (対策実施前)		二酸化炭素排出量 (対策実施後)	対策実施による 二酸化炭素削減量	削減率 (%)																		
	(t-CO ₂ /年)	(t-CO ₂ /年)	(t-CO ₂ /年)																				
施設の稼働による 温室効果ガス等の影響	62,828	56,859	5,969	9.5																			
自動車交通の発生による 温室効果ガス等の影響	14,204	12,783	1,421	10.0																			
合計	77,032	69,642	7,390	9.6																			

※【準備書の内容】の下線部及び【変更後の内容】の赤字が変更箇所である。

【変更理由】

別紙7，8に記載した予測結果，評価，環境保全措置の内容を反映した。

別紙12 「第13章 事後調査の計画」

【準備書の内容】

13.1.1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果を表13.1-1に示す。

表13.1-1 (1) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目選定結果
大気質	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	○
	存在・供用	施設の稼働	○
自動車交通の発生		×	
騒音・低周波音	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	○
振 動	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×
悪 臭	存在・供用	施設の稼働	×
水 質	工 事	造成等の工事	×
水 象	存在・供用	造成地の存在	×
		施設の存在	×
土 壌	工 事	造成等の工事	×
動 物	工 事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
		造成等の工事	○
	存在・供用	造成地の存在	○
植 物	工 事	造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	×
生態系	工 事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
		造成等の工事	○
	存在・供用	造成地の存在	○
景 観	存在・供用	造成地の存在	○
		施設の存在	○
自然とのふれあいの場	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	×
		施設の存在	×
		施設の稼働	×
史跡・文化財	存在・供用	造成地の存在	○
日照障害	存在・供用	施設の存在	○
電波障害	存在・供用	施設の存在	×

※表13.1-1 (2) は、変更なしのため記載省略。

【変更後の内容】

13.1.1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果を表 13.1-1 に示す。

表13.1-1 (1) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目選定結果
大気質	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	○
	存在・供用	施設の稼働	○
		自動車交通の発生	×
騒音・低周波音	工 事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	○
振 動	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×
悪 臭	存在・供用	施設の稼働	×
水 質	工 事	造成等の工事	○
水 象	存在・供用	造成地の存在	×
		施設の存在	×
土 壌	工 事	造成等の工事	×
動 物	工 事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
		造成等の工事	○
	存在・供用	造成地の存在	○
植 物	工 事	造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	×
生態系	工 事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
		造成等の工事	○
	存在・供用	造成地の存在	○
景 観	存在・供用	造成地の存在	○
		施設の存在	○
自然とのふれあいの場	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	×
		施設の存在	×
		施設の稼働	×
史跡・文化財	存在・供用	造成地の存在	○
日照障害	存在・供用	施設の存在	○
電波障害	存在・供用	施設の存在	×

※表 13.1-1 (2) は、変更なしのため記載省略。

※【準備書の内容】の下線部及び【変更後の内容】の赤字が変更箇所である。

【変更理由】

知事意見及び説明会住民意見を踏まえ、事後調査項目に工事中の騒音、水質、土壌を追加した。

別紙13 「第13章 事後調査の計画」

【準備書の内容】

13.1.2 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由を表13.1-2に示す。

表13.1-2 (1) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
大気質	工 事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う排ガスの最大影響濃度は、環境基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両が加わった将来予測濃度は、環境基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	自動車交通の発生	予測の精度が確保されているとともに、本事業の関連車両が加わった将来濃度は、環境基準等を満足するものと予測されることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。
騒音・低周波音	工 事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、予測地点である敷地境界における騒音レベルは、騒音規制法に基づく規制基準を下回ると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両が加わった騒音レベルは、現況に影響を与えないものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働	予測の精度が確保されているとともに、本事業による騒音レベルは、規制基準や環境基準を満足し、低周波音レベルは、評価の指標とした超低周波音を知覚するとされている音圧レベルを下回るものと予測されることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。
振 動	工 事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、予測地点である敷地境界における振動レベルは、振動規制法に基づく規制基準を下回ると予測され、かつ、影響は、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両が加わった振動レベルは、道路の要請限度を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働	予測の精度が確保されているとともに、本事業による振動レベルは、評価の指標とした規制基準を下回るものと予測されることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。
		自動車交通の発生	予測の精度が確保されているとともに、本事業の関連車両が加わった振動レベルは、道路の要請限度を満足するものと予測されることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。
悪 臭	存在・供用	施設の稼働	予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う悪臭は、悪臭防止法に基づく規制基準を満足するものと予測されることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。

表 13.1-2 (2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
水質	工事	造成等の工事	予測の精度が確保されているとともに、工事中における降雨に伴う濁水については、埼玉県生活環境保全条例に基づく許容限度を下回るものと予測されることから、その影響は小さいものと考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。
水象	存在・供用	造成地の存在	本事業では適切な規模の調整池を設け雨水流出を抑制することから、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例と整合が図られている。また、緑地の整備や雨水浸透枳等の設置等により地下水の涵養を図ることから、埼玉県生活環境保全条例による地下水のかん養の努力義務と整合が図られている。 したがって、事後調査項目から除外する。
		施設の存在	
土壌	工事	造成等の工事	表土調査工及び試掘工により廃棄物範囲を確認したうえで、関係法令に基づき、産業廃棄物処理施設及び土壌汚染処理施設へ搬出し、適正に処分する。また、埋め戻し等に使用する土壌は、計画地内の発生土を基本とし、汚染の無いことを確認したうえで埋め戻しを行うなどの環境保全措置を講ずることによって、影響は最小限に抑えられると予測される。 したがって、事後調査項目から除外する。
植物	工事	造成等の工事	改変地の多くは耕作地及び市街地のため、動植物の生育基盤となる自然度の高い植生の改変は少ない。また、確認された保全すべき種についても、逸出もしくは生育箇所が改変区域外であるため特別な配慮を必要としないと考えられる。また、減少する植生に対しては、公園の植栽に樹木を用いるほか、進出企業と調整し、新たな樹林地を確保することで、事業により実施可能な範囲で影響の低減が図られている。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	造成地の存在	
自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働	工事中の一時的な遊歩道の通行止めは避けられないが、可能な限り迂回ルートを設定することにより、工事中の利用も可能となる。また、工事用車両の交通は、工事工程の調整により通行の分散を図り、また警備員を配置することで、自然とのふれあいの場への影響は最小限に抑えられると予測される。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	造成地の存在	供用後は、林神社は保全されることから、実行可能な範囲内で影響を回避・低減できるものと評価する。また、新たなふれあい活動の場が創出されることで当該地域の利用性が向上すると考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。
施設の存在			
施設の稼働			
電波障害	存在・供用	施設の存在	予測の精度が確保されているとともに、施設の存在によるテレビ電波受信状況の影響は一定程度の範囲で生じるものの、進出企業に対しては、計画地周辺で計画建物による障害が生じた場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、必要な対策を実施するよう指導していく。 したがって、事後調査項目から除外する。
		自動車交通の発生	
廃棄物等	工事	造成等の工事	工事中に発生する廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)等に基づき、廃棄物の発生抑制を図るとともに、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図る。また、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働に伴う廃棄物は、各進出企業でできる限り再利用を施す等適正に処理するよう指導していく。 したがって、事後調査項目から除外する。
温室効果ガス等	工事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、工事期間中の一時的な影響であること、また、建設機械の稼働時間の短縮に努める等の定性的な環境保全措置を講ずることにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守できることから、その影響は小さいものと考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	施設の稼働	進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう指導していくことから、その影響は小さいものと予測される。 したがって、事後調査項目から除外する。

【変更後の内容】

13.1.2 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由を表13.1-2に示す。

表13.1-2 (1) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
大気質	工 事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う排ガスの最大影響濃度は、環境基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両が加わった将来予測濃度は、環境基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	自動車交通の発生	予測の精度が確保されているとともに、本事業の関連車両が加わった将来濃度は、環境基準等を満足するものと予測されることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。
騒音・低周波音	工 事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、予測地点である敷地境界における騒音レベルは、騒音規制法に基づく規制基準を下回ると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両が加わった騒音レベルは、現況に影響を与えないものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働	予測の精度が確保されているとともに、本事業による騒音レベルは、規制基準や環境基準を満足し、低周波音レベルは、評価の指標とした超低周波音を知覚するとされている音圧レベルを下回るものと予測されることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。
振 動	工 事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、予測地点である敷地境界における振動レベルは、振動規制法に基づく規制基準を下回ると予測され、かつ、影響は、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両が加わった振動レベルは、道路の要請限度を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働	予測の精度が確保されているとともに、本事業による振動レベルは、評価の指標とした規制基準を下回るものと予測されることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。
		自動車交通の発生	予測の精度が確保されているとともに、本事業の関連車両が加わった振動レベルは、道路の要請限度を満足するものと予測されることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。
悪 臭	存在・供用	施設の稼働	予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う悪臭は、悪臭防止法に基づく規制基準を満足するものと予測されることから、その影響は小さいものとする。したがって、事後調査項目から除外する。

表 13.1-2 (2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
水 質	工 事	造成等の工事	予測の精度が確保されているとともに、工事中における降雨に伴う濁水については、埼玉県生活環境保全条例に基づく許容限度を下回るものと予測されることから、その影響は小さいものと考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。
水 象	存在・供用	造成地の存在 施設の存在	本事業では適切な規模の調整池を設け雨水流出を抑制することから、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例と整合が図られている。また、緑地の整備や雨水浸透槽等の設置等により地下水の涵養を図ることから、埼玉県生活環境保全条例による地下水のかん養の努力義務と整合が図られている。 したがって、事後調査項目から除外する。
土 壌	工 事	造成等の工事	表土調査工及び試掘工により廃棄物範囲を確認したうえで、関係法令に基づき、産業廃棄物処理施設及び土壌汚染処理施設へ搬出し、適正に処分する。また、埋め戻し等に使用する土壌は、計画地内の発生土を基本とし、汚染の無いことを確認したうえで埋め戻しを行うなどの環境保全措置を講ずることによって、影響は最小限に抑えられ予測される。 したがって、事後調査項目から除外する。
植 物	工 事 存在・供用	造成等の工事 造成地の存在	改変地の多くは耕作地及び市街地のため、動植物の生育基盤となる自然度の高い植生の改変は少ない。また、確認された保全すべき種についても、逸出もしくは生育箇所が改変区域外であるため特別な配慮を必要としないと考えられる。また、減少する植生に対しては、公園の植栽に樹木を用いるほか、進出企業と調整し、新たな樹林地を確保することで、事業により実施可能な範囲で影響の低減が図られている。 したがって、事後調査項目から除外する。
自然とのふれあいの場	工 事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	工事中の一時的な遊歩道の通行止めは避けられないが、可能な限り迂回ルートを設定することにより、工事中の利用も可能となる。また、工事用車両の交通は、工事工程の調整により通行の分散を図り、また警備員を配置することで、自然とのふれあいの場への影響は最小限に抑えられと予測する。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	造成地の存在 施設の存在 施設の稼働 自動車交通の発生	供用後は、林神社は保全されることから、実行可能な範囲内で影響を回避・低減できるものと評価する。また、新たなふれあい活動の場が創出されることで当該地域の利用性が向上すると考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。
電波障害	存在・供用	施設の存在	予測の精度が確保されているとともに、施設の存在によるテレビ電波受信状況の影響は一程度の範囲で生じるものの、進出企業に対しては、計画地周辺で計画建物による障害が生じた場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、必要な対策を実施するよう指導していく。 したがって、事後調査項目から除外する。
廃棄物等	工 事	造成等の工事	工事中に発生する廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)等に基づき、廃棄物の発生抑制を図るとともに、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図る。また、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働に伴う廃棄物は、各進出企業でできる限り再利用を施す等適正に処理するよう指導していく。 したがって、事後調査項目から除外する。
温室効果ガス等	工 事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	予測の精度が確保されているとともに、工事期間中の一時的な影響であること、また、建設機械の稼働時間の短縮に努める等の定性的な環境保全措置を講ずることにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守できることから、その影響は小さいものと考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働	進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう指導していくことから、その影響は小さいものと予測される。 したがって、事後調査項目から除外する。

※【準備書の内容】の下線部及び【変更後の内容】の赤字が変更箇所である。

【変更理由】

知事意見及び説明会住民意見を踏まえ、事後調査項目に工事中の騒音、水質、土壌を追加した。

別紙14 「第13章 事後調査の計画 13.2 調査方法等 13.2.1 大気質 2) 調査方法～4) 調査期間・頻度」

【準備書の内容】

2) 調査方法

大気質の状況についての調査方法を表13.2-1に示す。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表13.2-1(1) 調査方法（大気質の状況（造成等の工事による粉じん等））

調査項目		調査方法
粉じん	降下ばいじん	ダストジャー法

表13.2-1(2) 調査方法（大気質の状況（施設の稼働による大気質））

調査項目		調査方法
二酸化窒素		「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める方法
二酸化硫黄		「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法
浮遊粒子状物質		「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法
炭化水素（非メタン炭化水素）		「環境大気中の鉛・炭化水素の測定方法について」に定める方法
その他の大気質に係る有害物質等	ベンゼン，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，ジクロロメタン	「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法

3) 調査地域・地点

最大値出現地点周辺1地点とする。

また、対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況については計画地内とする。

4) 調査期間・頻度

造成等の工事による粉じん等については、予測時期と同じとし、調査期間は1か月間とする。

施設の稼働による大気質については、全ての立地企業の建設工事が完了した後、立地企業等の稼働状況が定常となる時期とし、調査期間は1週間とする。

【変更後の内容】

2) 調査方法

大気質の状況についての調査方法を表 13. 2-1 に示す。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表13. 2-1(1) 調査方法（大気質の状況（造成等の工事による粉じん等））

調査項目		調査方法
粉じん	降下ばいじん	ダストジャー法

表13. 2-1(2) 調査方法（大気質の状況（施設の稼働による大気質：最大付加濃度出現地点））

調査項目		調査方法
二酸化窒素		「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める方法 及び捕集管による簡易測定
二酸化硫黄		「大気汚染に係る環境基準について」に定める方法
浮遊粒子状物質		「大気汚染に係る環境基準について」に定める方法
炭化水素（非メタン炭化水素）		「環境大気中の鉛・炭化水素の測定方法について」に定める方法
その他の大気質に係る有害物質等	ベンゼン，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，ジクロロメタン	「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」に定める方法

表13. 2-1(3) 調査方法（大気質の状況（施設の稼働による大気質：住宅地①，住宅地②））

調査項目	調査方法
二酸化窒素	捕集管による簡易測定

3) 調査地域・地点

最大付加濃度出現地点及び計画地に面した住宅近傍の敷地境界（予測地点住宅地①，住宅地②）の3地点とする。

また、対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況については計画地内とする。

4) 調査期間・頻度

造成等の工事による粉じん等については、予測時期と同じとし、調査期間は1か月間とする。

施設の稼働による大気質については、全ての立地企業の建設工事が完了した後、立地企業等の稼働状況が定常となる時期（1年間4季）とし、調査期間は1週間とする。

※【準備書の内容】の下線部及び【変更後の内容】の赤字が変更箇所である。

【変更理由】

調査方法、調査地域・地点について、具体的に記載した。

別紙15 「第13章 事後調査の計画 13.2 調査方法等 13.2.2 騒音 1) 調査内容～4) 調査期間・頻度」

【準備書の内容】

1) 調査内容

(1) 騒音の状況

自動車交通の発生による騒音を調査項目とする。

(2) 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況を確認する。

2) 調査方法

騒音の状況についての調査方法を表13.2-2に示す。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表13.2-2 調査方法（騒音の状況）

調査項目	調査方法
道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」に準拠
断面交通量	車種別・方向別交通量，走行速度，道路構造等を記録

3) 調査地域・地点

関連車両の走行ルート上の3地点とする。

また、対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況については計画地内とする。

4) 調査期間・頻度

調査時期は全ての立地企業の建設工事が完了した後、立地企業等の稼働状況が定常となる時期とし、調査期間は平日1日（24時間）とする。

【変更後の内容】

1) 調査内容

(1) 騒音の状況

建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行，自動車交通の発生による騒音を調査項目とする。

(2) 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況を確認する。

2) 調査方法

騒音の状況についての調査方法を表 13. 2-2 に示す。

環境保全措置の実施状況については，現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表13. 2-2(1) 調査方法（騒音の状況（建設機械の稼働））

調査項目	調査方法
建設作業騒音	「騒音に係る環境基準について」，「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に準拠

表13. 2-2(2) 調査方法（騒音の状況（資材運搬等の車両の走行，自動車交通の発生））

調査項目	調査方法
道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」に準拠
断面交通量	車種別・方向別交通量，走行速度，道路構造等を記録

3) 調査地域・地点

建設機械の稼働については，計画地に面した住宅近傍の敷地境界（大気質予測地点住宅地①，住宅地②）の 2 地点，資材運搬等の車両の走行については，資材運搬等の車両の走行ルート上の 5 地点（予測地点③，④，⑥，⑨，⑩），自動車交通の発生については，関連車両の走行ルート上の 3 地点（予測地点⑥，新設①，新設②）とする。

また，対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況については計画地内とする。

4) 調査期間・頻度

建設機械の稼働については，工種別に予測地点に最も接近する時期とし，調査期間は平日 1 日（8 時～18 時）とする。

資材運搬等の車両の走行については，予測時期と同じとし，調査期間は平日 1 日（6 時～22 時）とする。

自動車交通の発生については，調査時期は全ての立地企業の建設工事が完了した後，立地企業等の稼働状況が定常となる時期 1 回とし，調査期間は平日 1 日（24 時間）とする。

※【準備書の内容】の下線部及び【変更後の内容】の赤字が変更箇所である。

【変更理由】

説明会住民意見を踏まえ，工事（建設機械の稼働，資材運搬等の車両の走行）による騒音について，事後調査計画に追加した。

別紙16 「第13章 事後調査の計画 13.2 調査方法等 13.2.3 水質」

【準備書の内容】

(記載なし)

【変更後の内容】

13.2.3 水質

1) 調査内容

(1) 水質の状況

工事（造成等の工事）に伴う排水による公共用水域の浮遊物質の濃度（SS濃度）を調査項目とする。

(2) 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況を確認する。

2) 調査方法

水質の状況についての調査方法を表13.2-3に示す。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表13.2-3 調査方法（水質の状況）

調査項目	調査方法
浮遊物質(SS)	「水質汚濁に係る環境基準について」に定める方法に準拠
流速, 流量, 流路断面, 水温	「国土交通省河川砂防技術基準 調査編」に定める方法に準拠し, 電磁流速計を用い, 流速を測定する。1降雨時に3回測定を実施し, 流量は流速と断面積の積から算出する。

3) 調査地域・地点

現地調査地点と同じ地点及び調整池放流口とする。

また, 対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況については計画地内とする。

4) 調査期間・頻度

調査時期は調整池完成後の工事中の2降雨時とする。

※【変更後の内容】の赤字が変更箇所である。

【変更理由】

知事意見に基づき, 工事（造成等の工事）に伴う排水による公共用水域の浮遊物質の濃度（SS濃度）について, 事後調査計画に追加した。

別紙 17 「第 13 章 事後調査の計画 13.2 調査方法等 13.2.4 土壌」

【準備書の内容】

(記載なし)

【変更後の内容】

13.2.4 土 壌

1) 調査内容

(1) 廃棄物対策工事時の環境の状況

工事（造成等の工事（廃棄物対策工事））に係る環境調査項目（ヒ素（地下水）、ベンゼン（大気））を調査項目とする。

(2) 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況を確認する。

2) 調査方法

廃棄物対策工事時の環境の状況についての調査方法を表 13.2-4 に示す。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表 13.2-4 調査方法（廃棄物対策工事時の環境の状況）

調査項目	調査方法
ヒ素（地下水）	「土壌汚染対策法施行規則」第六条第二項第二号の環境大臣が定める地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法に準拠
ベンゼン（大気）	「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法に準拠

3) 調査地域・地点

ヒ素（地下水）については、敷地の上流・下流の各 1 箇所の観測井戸、ベンゼン（大気）については、敷地境界 4 箇所とする。また、汚染土対策完了後のヒ素（地下水）については、7 箇所とする。環境保全措置の実施状況については計画地内とする。

4) 調査期間・頻度

ヒ素（地下水）については、廃棄物対策工事着手前 1 回、廃棄物対策工事中 2 回/月、廃棄物対策工事完了後 1 回、ベンゼン（大気）については、廃棄物対策工事着手前 1 回、廃棄物対策工事中 1 回/月、廃棄物対策工事完了後 1 回とする。

※【変更後の内容】の赤字が変更箇所である。

【変更理由】

知事意見に基づき、造成等の工事による土壌・廃棄物等への影響について、廃棄物対策工事中の環境調査を事後調査計画に追加した。

別紙18 「第13章 事後調査の計画 13.2 調査方法等 13.2.4 景観 3) 調査地域・地点」

【準備書の内容】

3) 調査地域・地点

景観の状況については、予測地点と同様とする。

環境保全措置の実施状況については、計画地内とする。

【変更後の内容】

3) 調査地域・地点

景観の状況については、予測地点及び林神社境内1地点とする。

環境保全措置の実施状況については、計画地内とする。

※【準備書の内容】の下線部及び【変更後の内容】の赤字が変更箇所である。

【変更理由】

知事意見に基づき、景観の事後調査計画について、林神社境内1地点を追加した。

指令環政第313号

所沢市

令和5年7月18日付けで申請のあった所沢都市計画事業（仮称）三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業に係る準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請については、埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成7年規則第98号）第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第21条第1項のただし書きの規定により、準備書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

令和5年8月25日

埼玉県知事 大野 元 裕



